

# **薩摩川内市 建築物耐震改修促進計画(素案)**

令和8年3月 改定

薩 摩 川 内 市

# 目 次

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 建築物の耐震改修計画の概要</b>             | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の目的                           | 3         |
| 2. 耐震改修促進法改正の概要                      | 5         |
| 3. 計画の位置付け                           | 7         |
| 4. 計画期間及び対象建築物                       | 8         |
| 5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定               | 10        |
| <b>第2章 建築物の耐震化の現状と目標</b>             | <b>11</b> |
| 1. 住宅                                | 13        |
| 2. 要緊急安全確認大規模建築物                     | 14        |
| 3. 要安全確認計画記載建築物                      | 15        |
| 4. 特定既存耐震不適格建築物                      | 15        |
| 5. 市有建築物                             | 17        |
| <b>第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b> | <b>19</b> |
| 1. 施策を実施するにあたっての基本的な考え方              | 21        |
| 2. 耐震診断及び耐震改修の費用負担の軽減のための施策          | 21        |
| 3. 既存耐震不適格建築物の所有者に対する啓発のための施策        | 23        |
| 4. 地震に対する総合的な安全対策                    | 24        |
| 5. 優先的に耐震化を進める区域                     | 25        |
| <b>第4章 耐震改修促進法による指導及び助言等</b>         | <b>27</b> |
| 1. 耐震改修等の指導及び助言の実施                   | 29        |
| 2. 耐震改修等の指示等の実施                      | 30        |
| 3. 保安上著しく危険な建築物への措置                  | 30        |
| <b>資料編</b>                           | <b>33</b> |
| ●用語説明                                | 35        |
| ●表1-1、表1-2・図1-1～図1-3                 | 37        |
| ●表2-1、表2-2                           | 45        |
| ●建築物の地震被害の想定                         | 51        |

## 第1章 建築物の耐震改修計画の概要

1. 計画策定の目的
2. 耐震改修促進法改正の概要
3. 計画の位置付け
4. 計画期間及び対象建築物
5. 地震発生時に通行を  
確保すべき道路の指定



# 第1章 建築物の耐震改修計画の概要

## 1. 計画策定の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434名の尊い命が奪われ、このうち4,831名が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「法」という。）が制定された。

また、近年では平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の石川県能登半島地震、同年8月の日向灘地震、令和7年7月のトカラ列島近海の群発地震など大規模地震が発生しており、特に東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。我が国においては、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況である。本市においても、平成9年3月、5月には薩摩地方を震源とする震度5強及び震度6弱の地震が発生し、地震対策の重要性が改めて認識されたところである。

このような背景の下、平成18年の法改正で建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われ、さらに、平成25年の法改正では、一定規模以上の多数の者が利用する建築物等の耐震診断の義務付け等の措置が講じられた。また、法の改正等に伴い、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）が更に令和7年7月に改正され、住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とされたところである。

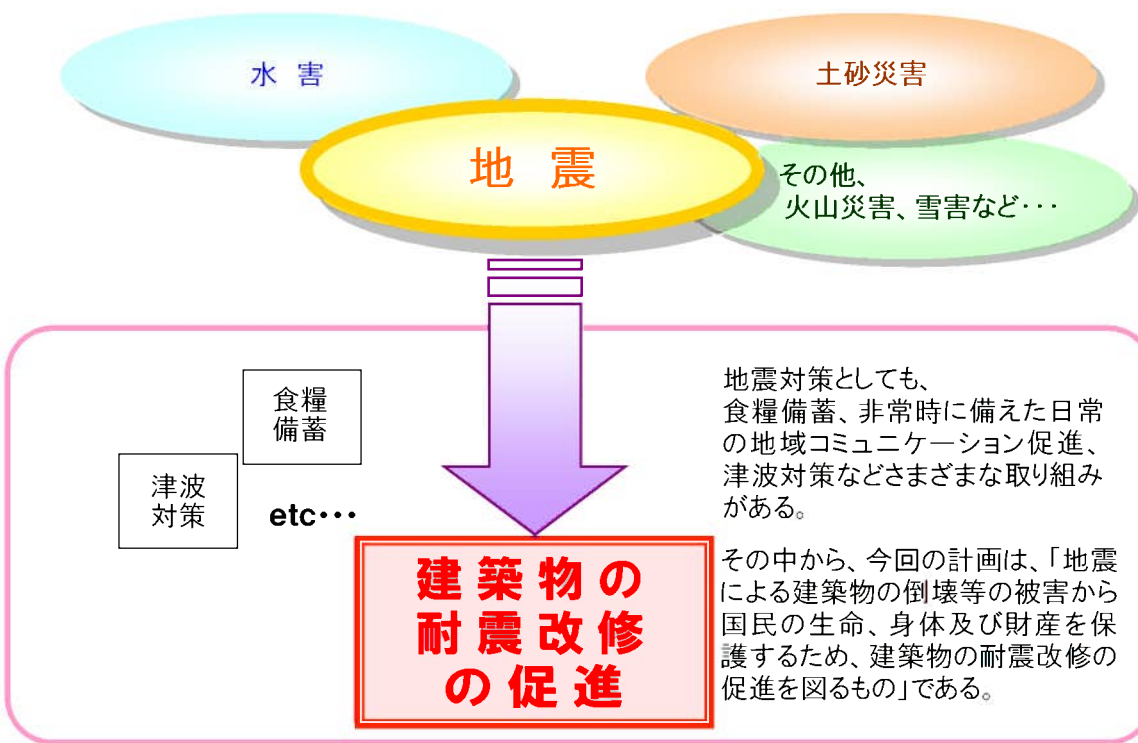
鹿児島県では、法第5条第1項の規定に基づく「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（以下、「県促進計画」という。）を平成19年7月に策定し、耐震改修等の実施に関する具体的な目標、耐震改修の促進を図るための施策等を定めた。さらに、平成25年の法改正やそれに伴う国の基本方針の改正、その後に発生した熊本地震を踏まえて、令和5年に県促進計画の改定が行われた。

本市においても、耐震化の現状を把握するとともに、いつ発生するかわからない大規模な地震に対し、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、市民の生命や財産を守るため、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等を示した「薩摩川内市建築物耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を平成20年3月に策定し（平成30年3月改定）、更に、国の基本方針の改正、その後の県促進計画の改定を踏まえ、本計画を改定するものである。

## 本計画で策定する目的

### 「薩摩川内市建築物耐震改修促進計画」の策定

さまざまな自然災害がある中で、地震による建築物倒壊などの被害から国民の生命などを守る。



## 2. 耐震改修促進法改正の概要

改正の概要は下図に示すとおりであり、「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」がポイントとしてあげられる。



南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。

**南海トラフの巨大地震の被害想定（H24.8 内閣府）**  
**建築物被害約 94 万～240 万棟、死者数約 3～32 万人**

**建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題**

### 平成 25 年 11 月 耐震改修促進法の改正

#### 耐震診断の義務化・診断結果の公表

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等
- 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

#### 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例措置創設
- 耐震性に係る表示制度の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（区分所有法の特例）

#### 支援措置の拡充

- 住宅の改修・建替え等に対する緊急支援
- 耐震診断の義務付け対象建築物に対する重点的・緊急的支援

効  
果

◆住宅・建築物の耐震化を強力に促進

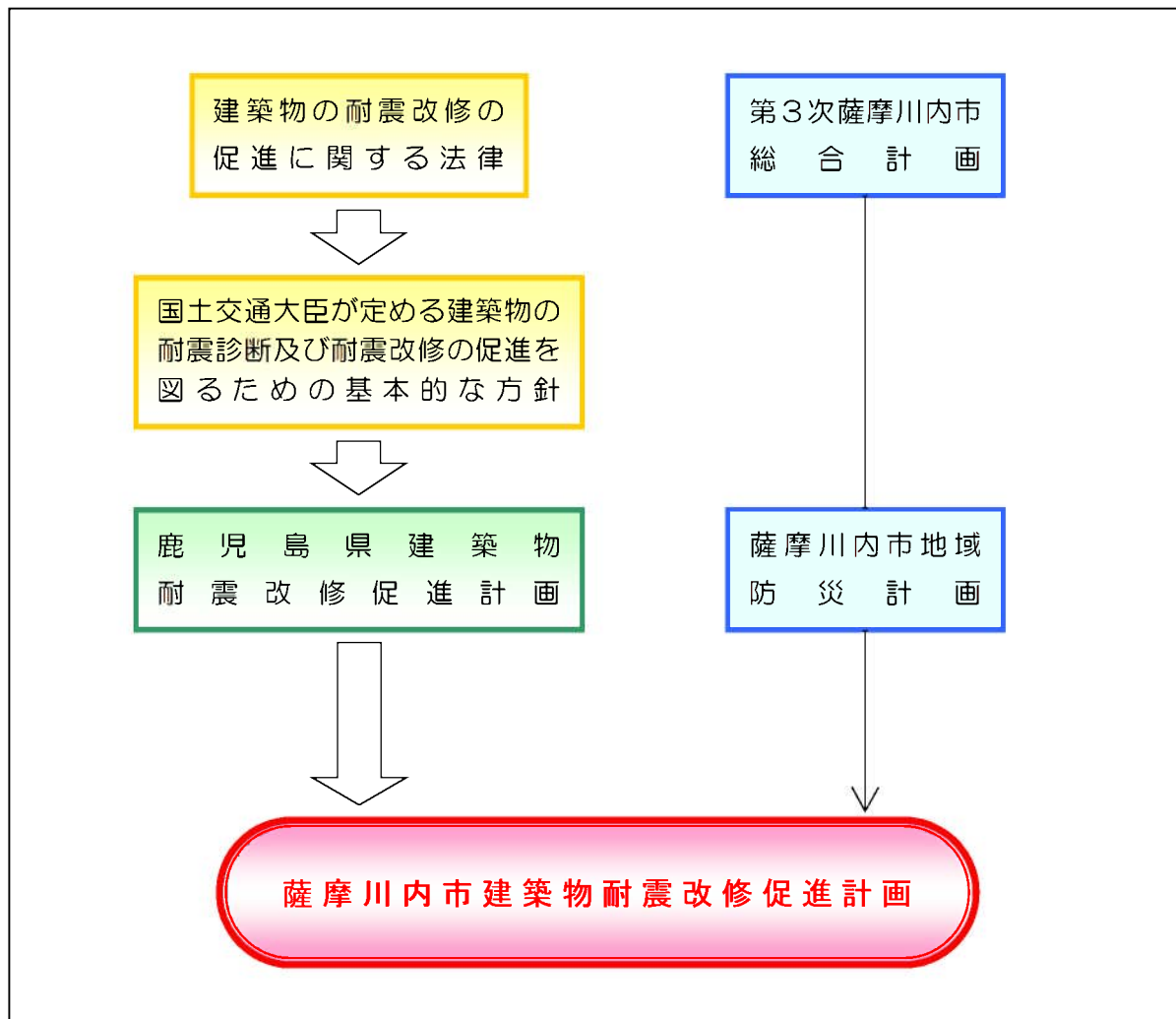
### 令和 7 年 7 月国の基本方針の見直し

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標
  - ・住宅については令和 17 年までに、おおむね解消。
  - ・耐震改修義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和 12 年までに、概ね解消。
  - ・要安全確認計画記載建築物については、早期に解消
- 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する基本的な事項
  - ・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度の普及。
  - ・省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施。
  - ・昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努める。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条並びに国の基本方針に基づき策定する。  
また、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」を勘案しつつ、「第3次薩摩川内市総合計画」及び「薩摩川内市地域防災計画」を上位計画として整合性を図る。

薩摩川内市建築物耐震改修促進計画の位置付け



## 4. 計画期間及び対象建築物

### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針や県促進計画に基づき、令和17年度までとする。

なお、計画の達成のため、計画期間中における進捗状況の確認及び計画内容の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

### (2) 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とする。

### (3) 耐震診断・耐震改修等の目標設定を行う建築物

本計画において、耐震診断・耐震改修等の目標設定を行う対象建築物は、1981年（昭和56年6月）に大改正された建築基準法の「新耐震基準※」と呼ばれる耐震基準の適用を受けない下記に定めるものとする。

※建築基準法の1981年（昭和56年6月）に大改正された内容

地震による設計基準が見直され、木造建築物においては、地震に対する必要な強度が2階建てで約1.4倍、3階建てで約1.6倍に強化された。この基準による建築物は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても被害が少ない。

- ① 住宅・・・戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅
- ② 要緊急安全確認大規模建築物・・・法附則第3条第1項に示される建築物で、特定既存耐震不適格建築物のうち、政令で定める規模以上のもの（資料編37頁表1-1、38頁表1-2）
- ③ 要安全確認計画記載建築物・・・法第7条により耐震診断を義務付ける建築物。これは、法第5条第3項第1号の規定による、次の1）、2）に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物として県促進計画に示された建築物。
  - 1）災害時に災害対策の拠点となる庁舎
  - 2）地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物
- ④ 特定既存耐震不適格建築物・・・法第14条に示される建築物で1）～3）に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物
  - 1）多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第14条第1号）（資料編37頁表1-1）
  - 2）一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）（資料編38頁表1-2）
  - 3）県又は市町村の耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する通行障害建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物」という。）（法第14条第3号）（資料編39頁図1-1）
- ⑤ 市有建築物

- 1) 多数の者が利用する建築物
- 2) 上記以外の建築物

## 5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

前述の、本計画の対象建築物となる特定既存耐震不適格建築物のうち、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物における、通行を確保すべき道路とは、次のとおりである。  
(資料編 43 頁 図 1-3)

### ア. 県指定の緊急輸送道路（法第 5 条第 3 項第 3 号）〈県促進計画に記載〉

#### 【1 次緊急輸送道路】

地域間相互の連帯等、初動体制の確保に対応する路線で、県庁、県出先機関、地方生活圈中心都市の役場、空港、港湾と接続する道路。

#### 【2 次緊急輸送道路】

飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線で、国土交通省、公団等の出先機関、市町村役場、漁港、ヘリポート適地、自衛隊基地、消防署・消防本部、警察署、総合病院等と接続する道路。

### イ. 本市指定の緊急輸送道路（法第 6 条第 3 項第 2 号）〈本計画に記載〉

法第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、市が定める緊急輸送道路は、本市地域防災計画による避難場所や防災拠点等を連絡し、物資等を輸送する道路とする。この緊急輸送道路は、県指定の緊急輸送道路を骨格として、本市全体の主な避難場所をネットワークする道路で、特に中心部では避難場所に 2 方向からのアクセスを確保することとする。この道路の設定における考え方について、資料編 40 頁に模式図（図 1-2）を示す。

## 第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 住 宅
2. 要緊急安全確認大規模建築物
3. 要安全確認計画記載建築物
4. 特定既存耐震不適格建築物
5. 市 有 建 築 物



## 第2章 建築物の耐震化の現状及び目標設定

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法で定められており、逐次法令は改正されてきたが、特に耐震規定については、昭和56年6月に大きく改正されている。これは、昭和53年の宮城県沖地震後の抜本見直しを受けて、大きく耐震性の向上が図られたものである。

この基準によって建築された建築物（以下、「新耐震建築物」という。）は、阪神・淡路大震災等、その後の大きな地震でもおおむね耐震性を有するとされている。

一方、この改正前に建築された建築物（以下、「旧耐震建築物」という。）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多い。

そこで、本市における住宅、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物、特定既存耐震不適格建築物の現況を以下に整理する。

### 1. 住宅

本市における令和5年の住宅の耐震化率は86.2%と推計される。平成29年度（前回策定時）において、住宅の耐震化率は77.3%であり、8.9ポイントの増にとどまっている

しかしながら、平成30年の住宅・土地統計調査に基づく推計によると、鹿児島県全体の住宅の耐震化率は約82%と推計されており、県平均と比較して本市の住宅の耐震化率はやや高い傾向にある。（令和5年住宅・土地統計調査に基づく全国平均は約90%）

内訳としては、戸建て住宅の耐震化率は80.7%、共同住宅その他の住宅の耐震化率は97.3%と推計される。

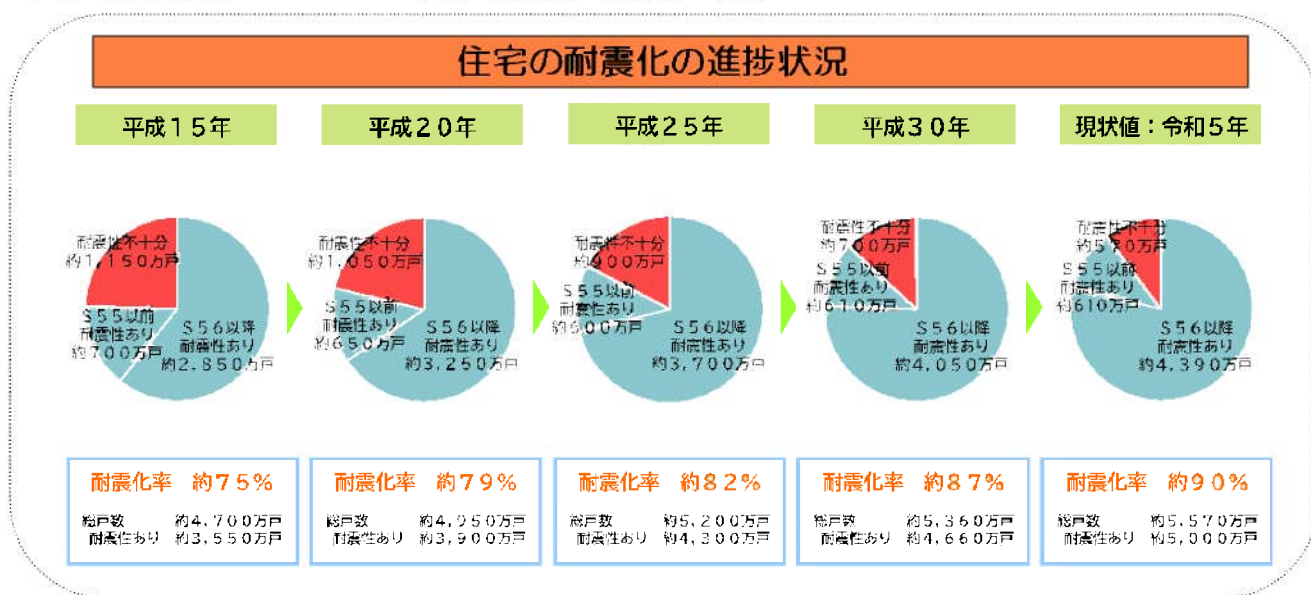
国の基本方針により、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

表2-1 住宅の耐震化の現状

（単位：戸）

| 区 分  |            | 戸 数（戸） | 耐震化率<br>（推計） |
|------|------------|--------|--------------|
| 住宅総数 |            | 41,000 | 86.2%        |
|      | 耐震性を有する住宅  | 35,349 |              |
|      | 耐震性が不十分な住宅 | 5,651  |              |
| 内 訳  | 戸建て住宅      | 27,440 | 80.7%        |
|      | 耐震性を有する住宅  | 22,148 |              |
|      | 耐震性が不十分な住宅 | 5,292  |              |
|      | 共同住宅その他の住宅 | 13,560 | 97.3%        |
|      | 耐震性を有する住宅  | 13,200 |              |
|      | 耐震性が不十分な住宅 | 360    |              |

※総務省実施の「令和5年住宅・土地統計調査」を基に推計



## 2. 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正により、要緊急安全確認大規模建築物（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定める旧耐震建築物）の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を平成27年12月末までに所管行政庁（鹿児島県）に報告することが義務付けられた。なお、報告された結果は平成29年7月から、県のホームページにおいて公表されている。

本市における法附則第3条第1項に規定する、要緊急安全確認大規模建築物は2棟である。2棟とも旧耐震建築物であるが、すでに耐震改修工事が完了している。

表2-2 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

| 分 類               | 全 体<br>a<br>(b+c) | 新耐震建築物<br>b | 旧耐震建築物<br>c | 耐震対策済<br>d | 耐震対策済<br>の建築物<br>e<br>(b+d) | 耐震化率<br>f<br>(e/a) |
|-------------------|-------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------------|--------------------|
|                   |                   |             |             |            |                             |                    |
| 要緊急安全確認<br>大規模建築物 | 2                 | 0           | 2           | 2          | 2                           | 100%               |

### 3. 要安全確認計画記載建築物

平成25年の法改正により、要安全確認計画記載建築物の所有者は、法第7条により当該建築物の耐震診断を行い、その結果を令和2年3月21日までに所管行政庁（鹿児島県）に報告することが義務付けられた。

要安全確認計画記載建築物は、法第5条第3項第1号の規定による、次の1）、2）に掲げる既存耐震不適格建築物のうち、対象建築物が県促進計画に示されている。

1）災害時に災害対策の拠点となる庁舎

2）地域防災計画に定められた避難所又は避難場所で延べ面積が1,000㎡以上の建築物

本市における要安全確認計画記載建築物は1棟であり、耐震対策済は100%である。

表2-3 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

| 分 類              | 全 体<br>a<br>(b+c) | 新耐震建築物<br>b | 旧耐震建築物<br>c | 耐震対策済<br>d | 耐震対策済<br>の建築物<br>e<br>(b+d) | 耐震化率<br>f<br>(e/a) |
|------------------|-------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------------|--------------------|
| 要安全確認計画<br>記載建築物 | 1                 | 0           | 1           | 1          | 1                           | 100%               |

出典：薩摩川内市調査

※前記の1）については1棟該当するが現在使用していないため0棟とした。

前記の2）については2棟該当するがその内1棟は避難所でなくなったため上記の棟数から1棟を除いた。

### 4. 特定既存耐震不適格建築物

（1）多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第14条第1号）

本市における法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は87.4%である。

また、平成29年度（前回改定時）において、多数の者が利用する建築物の耐震化率は81.5%であり、5.9ポイントの増にとどまっている。

国の基本方針を勘案し、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

表2-4 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの耐震化の現状

（単位：棟）

| 分 類                   | 全 体<br>a<br>(b+c) | 新耐震建築物<br>b | 旧耐震建築物<br>c | 耐震対策済<br>d | 耐震対策済<br>の建築物<br>e<br>(b+d) | 耐震化率<br>f<br>(e/a) |
|-----------------------|-------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------------|--------------------|
| 公共建築物                 | 101               | 27          | 74          | 73         | 100                         | 99.0%              |
| うち市有建築物               | (63)              | (5)         | (58)        | (58)       | (63)                        | (100%)             |
| うち要緊急安全確認<br>大規模建築物※1 | (1)               | (0)         | (1)         | (1)        | (1)                         | (100%)             |
| うち要安全確認計画<br>記載建築物※2  | (1)               | (0)         | (1)         | (1)        | (1)                         | (100%)             |
| 民間建築物                 | 90                | 45          | 45          | 23         | 68                          | 75.6%              |
| うち要緊急安全確認<br>大規模建築物   | (1)               | (0)         | (1)         | (1)        | (1)                         | (100%)             |
| 合 計                   | 191               | 72          | 119         | 95         | 167                         | 87.4%              |

※1 市役所本庁舎

※2 樋脇総合運動場体育館

出典：薩摩川内市調査

(2) 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

本市における法第14条第2号に規定する一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率は87.5%である。

また、平成29年度（前回改定時）において、一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化率は69.2%であり、18.3ポイントの増となっているが、消防法第2条第7項に規定する危険物のうち、石油類を除いたためである。

国の基本方針を勘案し、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

表2-5 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

|            | 全 体<br>a<br>(b+c) | 新耐震建築物<br>b | 旧耐震建築物<br>c | 耐震化率<br>d<br>(b/a) |
|------------|-------------------|-------------|-------------|--------------------|
| 危険物貯蔵・処理施設 | 8                 | 7           | 1           | 87.5%              |

出典：薩摩川内市調査

\*前回計画において、「石油類」を含む計画としていたが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」（以下「令」という。）第7条第1項一号にもとづき「石油類」を除く計画としている。

（参考）石油類を含んだ耐震化率：79.6%（全体 49 棟 新耐震建築物 39 棟）

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物（法第14条第3号）

本市における法第14条第3号に規定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物の耐震化率は62.7%と推計される。

また、平成29年度（前回策定時）において、通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化率は60.0%であり、2.7%の増にとどまっている。

国の基本方針を勘案し、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

表2-6 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物の現状 （単位：棟）

|                    | 全 体<br>a<br>(b+c+d) | 新耐震建築物<br>b | 旧耐震建築物<br>c | 耐震性不明<br>d | 耐震化率<br>e<br>(b/a) |
|--------------------|---------------------|-------------|-------------|------------|--------------------|
| 県が指定する<br>緊急輸送道路沿道 | 52                  | 25          | 27          | 0          | 48.1%              |
| 市が指定する<br>緊急輸送道路沿道 | 353                 | 229         | 124         | 0          | 64.9%              |
| 計                  | 405                 | 254         | 151         | 0          | 62.7%              |

出典：薩摩川内市調査

## 5. 市有建築物

### (1) 多数の者が利用する建築物

市有建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、100%となっている。

表5-3 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの耐震化の現状 (単位：棟)

| 分 類   | 全 体<br>a<br>(b+c) | 新耐震建築物<br>b | 旧耐震建築物<br>c |    | 耐震性のある建築物<br>e<br>(b+d) | 耐震化率<br>f<br>(e/a) |
|-------|-------------------|-------------|-------------|----|-------------------------|--------------------|
|       |                   |             | 耐震性あり<br>d  |    |                         |                    |
| 市有建築物 | 63                | 5           | 58          | 58 | 63                      | 100%               |

出典：薩摩川内市調査

表5-4 前計画において耐震性不明な建築物の現在の状況

| 建築物名称          | 所在地              | 主要用途 | 建築年          | 階数     | 床面積                  | 現在の状況             |
|----------------|------------------|------|--------------|--------|----------------------|-------------------|
| 樋脇支所<br>庁舎     | 樋脇町塔之原<br>1173   | 庁舎   | S33 年        | 地上 3 階 | 1,253 m <sup>2</sup> | 業務機能移転            |
| 樋脇総合運動場<br>体育館 | 樋脇町塔之原<br>8682-1 | 体育館  | S57          | 地上 1 階 | 2,406 m <sup>2</sup> | 耐震性有り             |
| 東郷総合運動場<br>体育館 | 東郷町斧淵<br>5566-4  | 体育館  | S57          | 地上 1 階 | 2,253 m <sup>2</sup> | 避難所から外れる<br>耐震性有り |
| 東郷中学校<br>(校舎)  | 東郷町斧淵<br>600     | 中学校  | S39<br>~40 年 | 地上 3 階 | 3,333 m <sup>2</sup> | 耐震補強済             |

※令和7年7月末時点

### (2) 上記以外の建築物

本市における市有建築物は 2,387 棟であり、耐震化率は 74.3%である。

施設の利用度、老朽度及び建物規模、構造等を勘案し、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うことにより耐震化の促進を図る。(資料編 49 頁、表 2-1、表 2-2)



## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修 の促進を図るための施策

1. 施策を実施するにあたっての  
基 本 的 な 考 え 方
2. 耐震診断及び耐震改修の費用  
負担の軽減のための施策
3. 既存耐震不適格建築物の  
所有者に対する啓発のための施策
4. 地震に対する総合的な安全対策
5. 優先的に耐震化を進める区域



## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1. 施策を実施するにあたっての基本的な考え方

#### (1) 住宅・建築物の所有者などの役割

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者などが自らの問題として意識を持ち自発的に取り組むことを基本とする。

#### (2) 市の役割

本計画で示している耐震化目標を実現するため、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備に取り組むことを基本とする。また、昭和56年から平成12年までの木造戸建て住宅について、所有者からの依頼があれば、職員において簡易的に診断を行う。(建設当時の図面があるものに限る)

### 2. 耐震診断及び耐震改修の費用負担の軽減のための施策

耐震診断及び耐震改修に係る費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。そのため、本市においても耐震診断及び耐震改修に係る以下に示す取り組み等について、一部については実施済みであり、さらなる支援の充実に向けて一部検討を行っている。

また、税制優遇措置(耐震改修促進税制)の情報提供に努めることとする。

#### (1) 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事の補助金制度(市)

|         |                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要      | 地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事の費用に対し、補助金を交付する。                                                                                                       |
| 条件      | <ul style="list-style-type: none"><li>耐震診断及び耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者であること。</li><li>市税の滞納がないこと。</li><li>昭和56年5月31日以前に着工された、専用住宅、長屋及び共同住宅で、2階建て以下かつ延面積500㎡以下のもの。</li></ul> |
| 診断補助金の額 | 交付対象経費の3分の2で、1棟につき9万円限度                                                                                                                                                 |
| 改修補助金の額 | 交付対象経費の10分の8で、1棟につき100万円限度(令和7年度)                                                                                                                                       |

出典：薩摩川内市木造住宅耐震診断補助金交付要綱、薩摩川内市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

## (2) 既存住宅改修環境整備事業の補助金制度（市）

|       |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要    | 市民の居住環境の維持・向上を図り、安全・安心な住まいづくりの促進に資することを目的に、市内の施工業者で既存住宅の改修工事（耐震性能向上工事を含む）を行う市民の方に対し、補助金を交付する。                                                                                                                                                           |
| 条件    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の住民基本台帳に記載されている方。</li> <li>・改修工事を行う住宅の所有者。</li> <li>・改修工事を行う住宅に居住もしくは居住する予定であり、又は二親等以内の者が居住または居住する予定であること。</li> <li>・市税等の滞納がないこと。</li> <li>・改修工事に要する費用が20万円以上であること。</li> <li>・別に定める要件を満たす者が施工すること。</li> </ul> |
| 補助金の額 | 交付対象経費の100分の20で、15万円限度又は20万円限度                                                                                                                                                                                                                          |

出典：薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱 ※令和7年度

## (3) 所得税の特例措置（国）

|     |    |                                                                                                                                                                               |
|-----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得税 | 概要 | 耐震改修工事を行った、その年分の所得税額から耐震改修に要した費用から補助金等の金額を差し引いた額の10%（上限25万円）を控除。                                                                                                              |
|     | 条件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸ではない、所有する住宅の所有者。</li> <li>・昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を行う方。</li> <li>・住宅耐震改修証明書などの必要書類を添付して確定申告を行う方。</li> </ul> |

出典：国土交通省ホームページ ※令和7年度

## (5) 固定資産税の特例措置（市）

|       |      |                                                                                                                                                                                    |
|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 固定資産税 | 概要   | 一定の耐震改修工事を行った場合、住宅に係る固定資産税（120㎡相当部分まで）を、1/2に減額。<br>一定の耐震改修工事に伴い、増改築による認定長期優良住宅となった場合は2/3を減額                                                                                        |
|       | 減額期間 | 1年間（耐震の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には2年間）                                                                                                                                              |
|       | 条件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、耐震基準に適合させるよう一定の改修工事（1戸当たり工事費50万円超）を実施した場合。</li> <li>・地方公共団体、建築士等公的機関が発行した証明書が必要。</li> <li>・改修後3月以内に申告すること。</li> </ul> |

出典：薩摩川内市ホームページ ※令和7年度

## (6) 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン（リ・バース60 耐震改修利子補給制度） （住宅金融支援機構）

|            |    |                                                                                                                                                                             |
|------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐震改修利子補給制度 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修を含む住宅のリフォームの為に資金調達に活用可能。</li> <li>・毎月の支払は利息のみとし、元本は利用者の死亡時に担保物件の売却代金等により一括返済となる。</li> <li>・住宅耐震改修証明書等の必要書類を添付して申し込む。</li> </ul> |
|            | 条件 | 木造住宅の耐震診断・耐震改修工事の補助金制度（市）と同様。                                                                                                                                               |

出典：住宅金融支援機構ホームページ ※令和8年度

### 3. 既存耐震不適格建築物の所有者に対する啓発のための施策

#### (1) 相談体制の整備

本市では、建築住宅課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置しており、今後さらに市民の相談に対して、適切に応じていくこととする。

また、建築関係団体等と連携して相談体制の充実に努める。

#### (2) 自治会等との連携

本市では、これまでも自治会や自主防災組織等と連携した活動や、自治会からの要請に応じて出前講座を行うようにしている。今後これらの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。中でも、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な地域の自治会等と連携しての対策が必要である。その活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行うことが重要である。

#### (3) 建築関係団体等との連携

鹿児島県では、市町村、建築・住宅行政連絡協議会、建築物安全安心推進協議会、関係団体等と連携して、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動を推進している。

本市においても、建築関係団体等が行う各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

#### (4) 地震防災マップの公表

ホームページ等を通じて地震防災マップを市民に公表し、地震防災に対する意識啓発を図る。また、すべての地区コミュニティセンター等に改めて掲示を依頼し、地域での活用を図る。

#### (5) パンフレットの配布

耐震化に関するパンフレットを作成し、相談窓口、各種行事及びイベント等でも配布し耐震に対する意識の普及啓発を図る。

#### (6) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標の達成に向けて、特に住宅の耐震化について引き続き促進に取り組むため、具体的な行動計画として「薩摩川内市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定する。

耐震化を促進する取組としては、①住宅所有者に直接的に耐震化を促すポスティングや戸別訪問等の実施 ②耐震診断実施者に対し耐震改修を促す取組の実施 ③改修事業者等の技術力向上に向けた取組の実施 ④一般市民に対する耐震化の必要性・補助制度に関する普及・啓発活動の実施 であり、これらについて実施しつつ、達成状況を把握・検証・公表しながら取り組んでいくものとする。

## 4. 地震に対する総合的な安全対策

### (1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞したりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすことになるため、市民に対しブロック塀の危険性及び補強方法等について周知を図る。

### (2) エレベーター・エスカレーターの安全対策

地震発生時のエレベーターの閉じ込め防止対策及びエスカレーターの脱落防止対策が適切に実施されるよう、施設の所有者及び管理者に注意喚起を行い、必要に応じた適切な対策を行うように指導する。また、市民に対し、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法について周知を図る。

### (3) 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられる。そのため、市民に対し、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識の周知を図る。

### (4) 天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策

平成 28 年熊本地震において、学校の体育館など避難所の天井等の非構造部材が多数被災し、使用不能となった。それを踏まえ、不特定多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物においては、構造部材のほか、天井材、窓ガラス、照明設備、外壁等の非構造部材についても落下防止対策など、必要に応じた適切な対策を行うように指導する。

### (5) 屋外広告物の落下対策

広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路灯、道路標識等の道路付帯構造物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想されるため、施設管理者に、点検、補修、補強を図るよう普及啓発するとともに、落下防止措置等の周知を図る。

### (6) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による被害を受けるおそれがある建築物の敷地については、擁壁の設置や当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障がない距離を確保するよう所有者へ指導、助言を行う。

また、がけ地に近接した危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」により、県と連携し、移転の促進に努める。

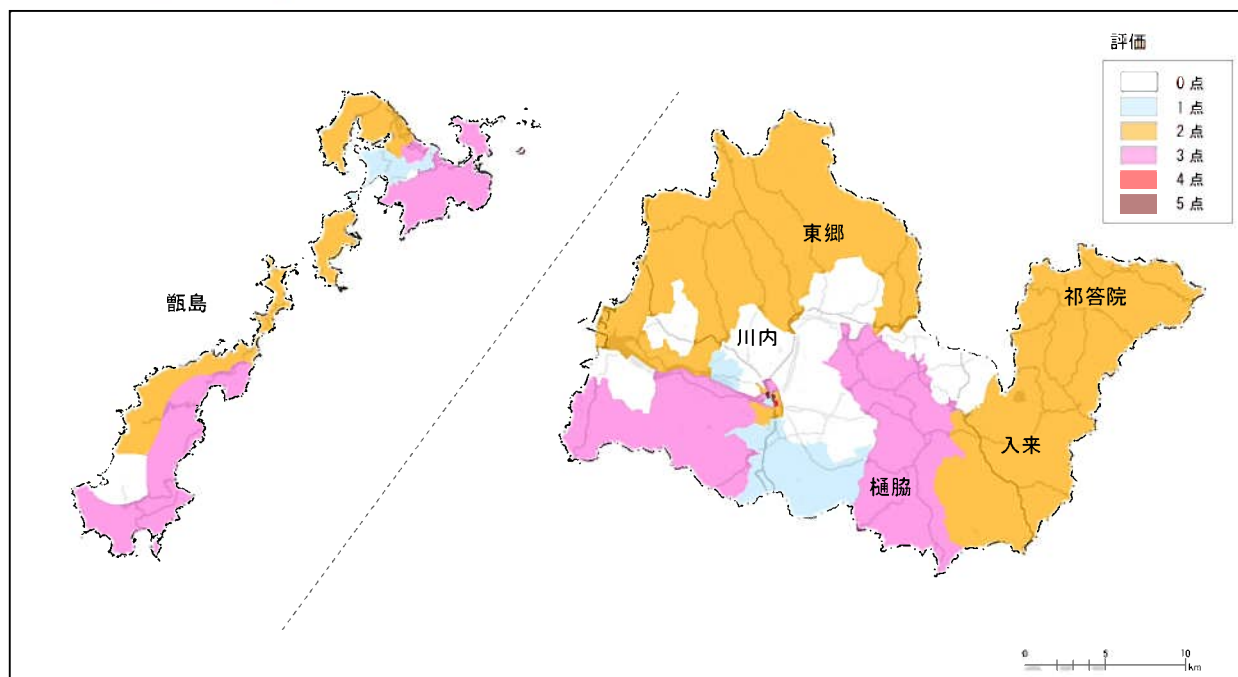
## 5. 優先的に耐震化を進める区域

### (1) 優先的に耐震化を進める区域の基準

本計画において、以下の評価項目により優先的に耐震化を進める区域を検討する。

- ① 建築物密度が 30 戸/ha 以上
- ② 老朽化率が 50%以上
- ③ 耐震化率が 50%未満
- ④ 建築物全壊率（県想定最大）が市の平均値以上
- ⑤ 耐震化に対して熟度・意識の高い区域もしくは耐震化に向けて社会的要請が高い区域

図 6－1 優先的に耐震化を進める区域の評価結果



### (2) 優先的に耐震化を進める区域での取り組み方針

上記評価結果より評価点の高い区域については、改めて優先的に耐震化を進めるべき区域として、前述の「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、ポスティングや戸別訪問の実施等を行い、耐震化の必要性・補助制度について周知し、住宅の耐震化に向けた積極的な普及啓発に努める。



## 第4章 耐震改修促進法による 指導及び助言等

1. 耐震改修等の指導及び助言の実施
2. 耐震改修等の指示等の実施
3. 保安上著しく危険な建築物への措置



## 第 4 章 耐震改修促進法による指導及び助言等

国の基本方針では、所管行政庁はすべての既存耐震不適格建築物の所有者に対して法に基づく指導・助言を実施するよう努めることとしている。さらに、下記の区分により、指導・助言に従わない者に対しては必要な指示、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行うことができる。

また、指示、公表や建築基準法による勧告、命令を行うに当たっては、明確な根拠が必要とされており、所管行政庁である鹿児島県及び市は、必要な情報共有を図る。

※本市は、建築基準法第 97 条の 2 の規定により建築主事を置く、限定特定行政庁であることから、同法第 6 条第 1 項第二号（建築基準法施行令第 148 条第 1 項一号に掲げる建築物に限る）もしくは三号に規定される建築物（以下「限定特定行政庁所管物件」という。）に係る所管行政庁である。その他の建築物については、県が所管行政庁となる。

表 7-1 指導等規制対象一覧

|                                                          | 耐震診断 |       |       | 耐震改修     |        |       |       |
|----------------------------------------------------------|------|-------|-------|----------|--------|-------|-------|
|                                                          | 所有者  | 所管行政庁 |       |          | 所有者    | 所管行政庁 |       |
|                                                          |      | 指導・助言 | 指示・公表 | 報告命令結果公表 |        | 指導・助言 | 指示・公表 |
| 要緊急安全確認大規模建築物※1<br>（法附則第 3 条、法第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条） | 義務   |       |       | ○        | 努力義務※3 | ○     | ○     |
| 要安全確認計画記載建築物※1<br>（法第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条）     |      |       |       | ○        |        | ○     | ○     |
| 特定既存耐震不適格建築物<br>（法第 14 条、第 15 条）                         | 努力義務 | ○     | ○※2   |          | 努力義務※4 | ○     | ○※2   |
| 既存耐震不適格建築物<br>（法第 16 条）                                  |      | ○     |       |          |        | ○     |       |

※1 本市における該当物件については、耐震対策済である

※2 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※3 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※4 必要に応じ

### 1. 耐震改修等の指導及び助言の実施

本市は、既存耐震不適格建築物のうち「限定特定行政庁所管物件」の建築物の所有者に対して、指導・助言を実施することとする。その他の建築物については、県が所管行政庁として、指導・助言を実施することとなるが、その際、市は県と連携して取り組むものとする。

また、それらの指導・助言にあたっては、耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し、具体的に相談に応じる方法で行うこととする。

## 2. 耐震改修等の指示等の実施

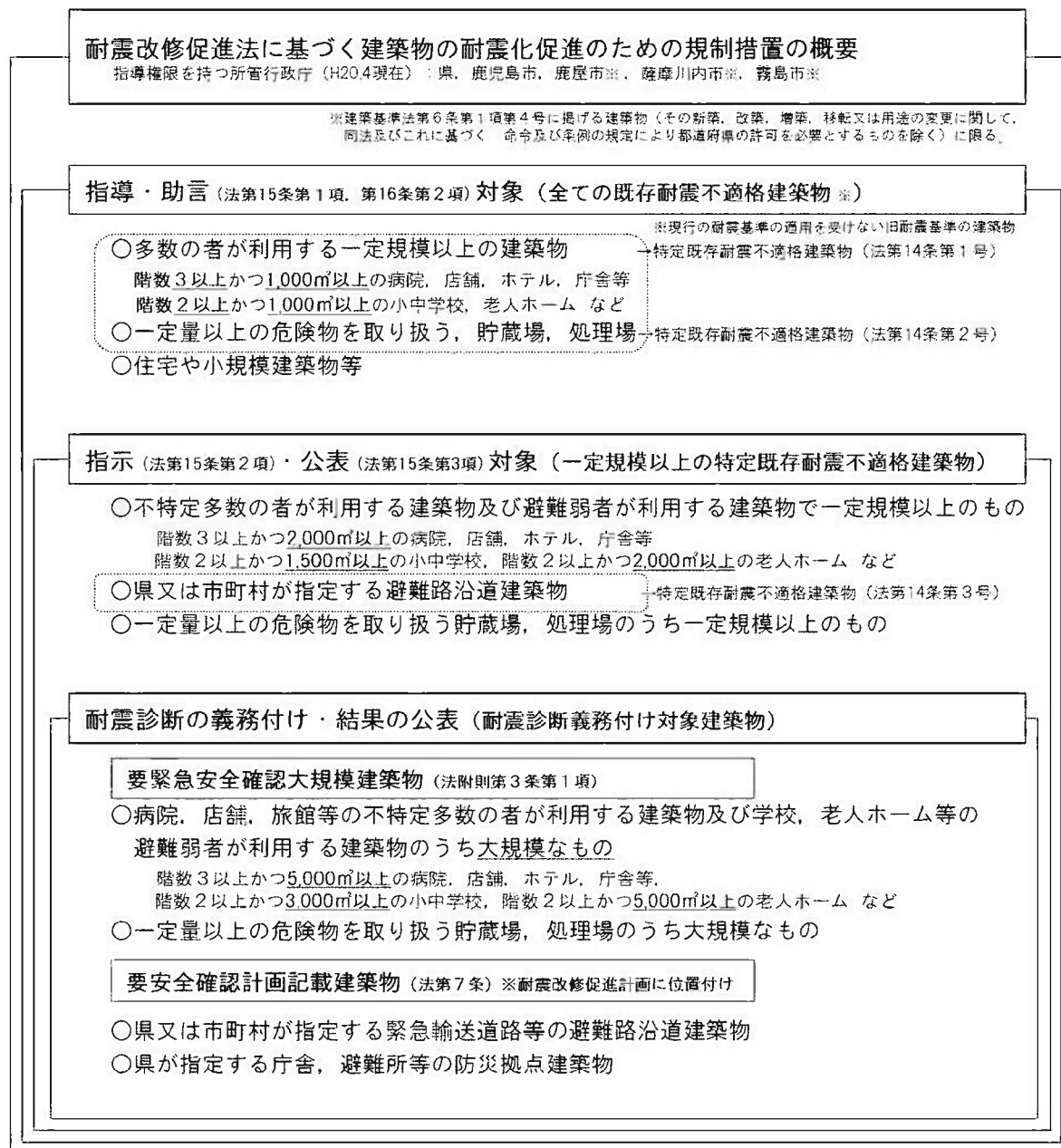
特定既存耐震不適格建築物のうち、法第 15 条第 2 項に規定する、地震に対する安全性の向上を図る必要があるものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、所有者に対し、県が必要な指示を行うことができ、その際、市は県と連携して取り組むものとする。

## 3. 保安上著しく危険な建築物への措置

法第 15 条第 3 項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については建築基準法第 10 条第 3 項による命令を県が行うこととされている。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を県が行うこととされており、その際、市は県と連携して取り組むものとする。

図 7-1 法に基づく建築物の耐震化促進のための規制措置の概要



出典：鹿児島県建築物耐震改修促進計画



## 資 料 編

---

●用 語 説 明

●表 1-1、表 1-2・図 1-1～図 1-3

●表 2-1、表 2-2

●建築物の地震被害の想定



## 【用語説明】

### ●旧耐震建築物、新耐震建築物

昭和56年6月1日の建築基準法耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準に基づき建てられた建築物、又は昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物を「旧耐震建築物」という。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。また、「新耐震建築物」とは、昭和56年6月1日に導入された耐震基準に基づき建てられた建築物をいう。

### ●新耐震基準

住宅・建築物を建築する時に考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は、1981年（昭和56年）の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。新耐震基準では、中程度の地震（マグニチュード5以上マグニチュード7未満）に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震（マグニチュード7以上）に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内もしくは周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

### ●耐震診断

地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

例として、木造住宅であれば一般診断法というものがあり、壁材等をはがしたりすることせず、主に建築物の形状、壁量、壁の材質、建築物の劣化状況等により診断するものである。また、壁材等をはがすなどして壁の中の状況や天井裏、床下などを確認して精密に判断するものもある。当然、精密に診断を行うとそれに伴う復旧費用が必要となる。

### ●耐震改修

新耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備（擁壁の補強等）を行うこと。

例として、木造住宅であれば必要とされる場所へ筋違い（横からの力に対応する斜めに取り付けた部材）や構造用合板を壁に設置すること。また、建築物基礎が独立基礎となっていたり束石等であるものを鉄筋の入ったコンクリート製の布基礎と呼ばれるものに改善することで、耐震化が図られる。

### ●耐震性不明建築物

昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物で、耐震診断により、地震に対して安全な構造であることを確認していない建築物をいう。

●既存耐震不適格建築物

建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定により、同法の適用を受けないもの。

●非構造部材

建築物において、柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）、窓ガラスなど構造体と区分された部材、照明、配管等の建築設備などをいう。

●地域防災計画

地震や風水害などの大きな被害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

表 1-1 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件（法第 14 条第 1 号、附則第 3 条）

| 法       | 政令<br>第6条第<br>2項               | 用 途                                             |                            | 特定既存耐震不適格<br>建築物の規模要件<br>（法第 14 条）     | 要緊急安全確認<br>大規模建築物<br>の規模要件<br>（法附則第 3 条） |
|---------|--------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|
| 第14条第1号 | 第 1 号                          | 幼稚園、保育所                                         |                            | 階数 2 以上かつ<br>500㎡以上                    | 階数 2 以上かつ<br>1,500㎡以上                    |
|         | 第 2 号                          | 小学校等                                            | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 | 階数 2 以上かつ<br>1,000㎡以上<br>（屋内運動場の面積を含む） | 階数 2 以上かつ<br>3,000㎡以上<br>（屋内運動場の面積を含む）   |
|         |                                | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                |                            | 階数 2 以上かつ<br>1,000㎡以上                  | 階数 2 以上かつ<br>5,000㎡以上                    |
|         |                                | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設         |                            |                                        |                                          |
|         | 第 3 号                          | 学校                                              | 第 2 号以外の学校                 | 階数 3 以上かつ<br>1,000㎡以上                  | 階数 3 以上かつ<br>5,000㎡以上                    |
|         |                                | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                  |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 病院、診療所                                          |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                  |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 集会場、公会堂                                         |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 展示場                                             |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 卸売市場                                            |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                          |                            |                                        |                                          |
|         |                                | ホテル、旅館                                          |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 賃貸住宅 ※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿                         |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 事務所                                             |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 博物館、美術館、図書館                                     |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 遊技場                                             |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 公衆浴場                                            |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）                   |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                            |                                        |                                          |
|         |                                | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                  |                            |                                        |                                          |
|         | 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 |                                                 |                            |                                        |                                          |
| 第 4 号   | 体育館（一般公共の用に供されるもの）             |                                                 | 階数 1 以上かつ<br>1,000㎡以上      | 階数 1 以上かつ<br>5,000㎡以上                  |                                          |

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付ける。

表 1－2 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

(法第 14 条第 2 号、附則第 3 条)

| 法                 | 政令<br>第 7 条 | 危険物の種類                                    |                          | 特定既存耐震不適格<br>建築物の規模要件<br>(法第 14 条)       | 要緊急安全確認<br>大規模建築物<br>の規模要件<br>(法附則第 3 条)                                      |
|-------------------|-------------|-------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 14<br>条第<br>2 号 | 第 1 号       | 火<br>薬<br>類                               | 火薬、火薬を使用した火工品            | 10 トン                                    | 階数 1 以上かつ<br>5,000 m <sup>2</sup> 以上<br>(敷地境界線か<br>ら一定距離以<br>内に存する建<br>築物に限る) |
|                   |             |                                           | 爆薬、爆薬を使用した火工品            | 5 トン                                     |                                                                               |
|                   |             |                                           | 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管       | 50 万個                                    |                                                                               |
|                   |             |                                           | 銃用雷管                     | 500 万個                                   |                                                                               |
|                   |             |                                           | 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 | 5 万個                                     |                                                                               |
|                   |             |                                           | 導爆線又は導火線                 | 500 キロメートル                               |                                                                               |
|                   |             |                                           | 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火         | 2 トン                                     |                                                                               |
|                   | 第 2 号       | 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物                     |                          | 危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量 |                                                                               |
|                   | 第 3 号       | 危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類      |                          | 30 トン                                    |                                                                               |
|                   | 第 4 号       | 危険物の規則に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類      |                          | 20 立方メートル                                |                                                                               |
|                   | 第 5 号       | マッチ                                       |                          | 300 マッチトン<br>※                           |                                                                               |
|                   | 第 6 号       | 可燃性ガス<br>(第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)           |                          | 2 万立方メートル                                |                                                                               |
|                   | 第 7 号       | 圧縮ガス                                      |                          | 20 万立方メートル                               |                                                                               |
|                   | 第 8 号       | 液化ガス                                      |                          | 2,000 トン                                 |                                                                               |
|                   | 第 9 号       | 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る) |                          | 20 トン                                    |                                                                               |
|                   | 第 10 号      | 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る) |                          | 200 トン                                   |                                                                               |

※ マッチトンはマッチの計量単位。

1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で、7200 個、約 120kg。

図 1 - 1 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物（法第 14 条第 3 号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物は、「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の  $1/2$ 、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とする。

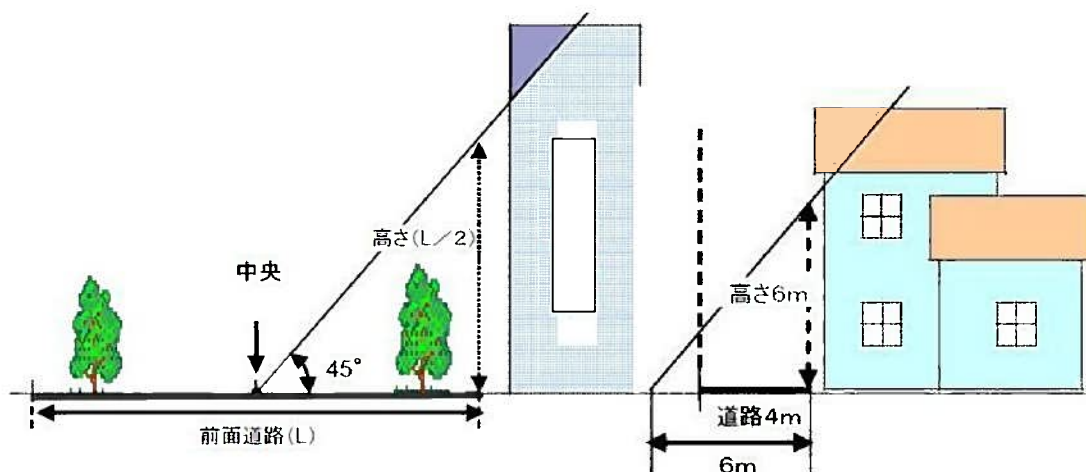
■地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物の規模

○道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の  $1/2$ 。

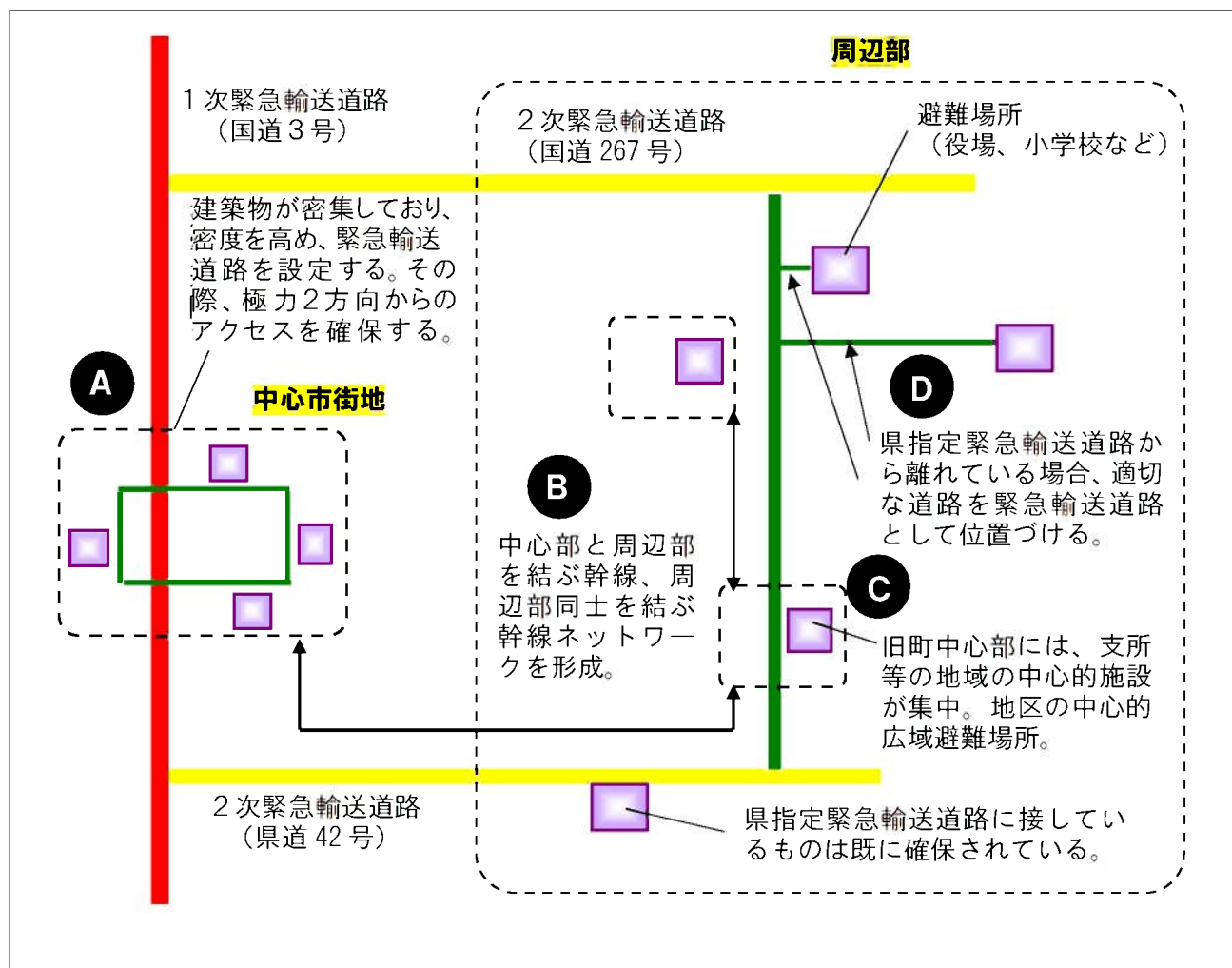
○道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m。

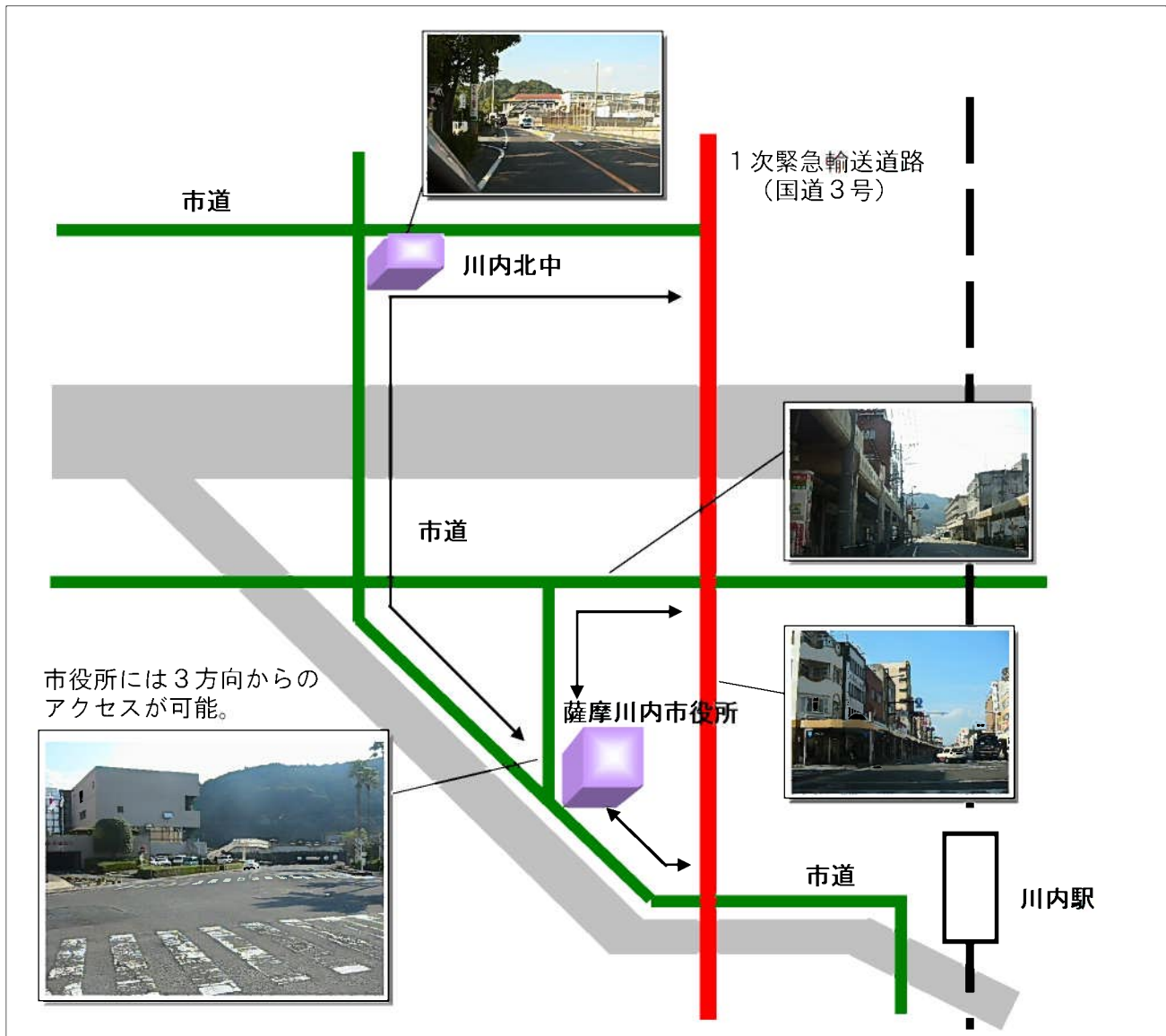


出典：国土交通省ホームページ

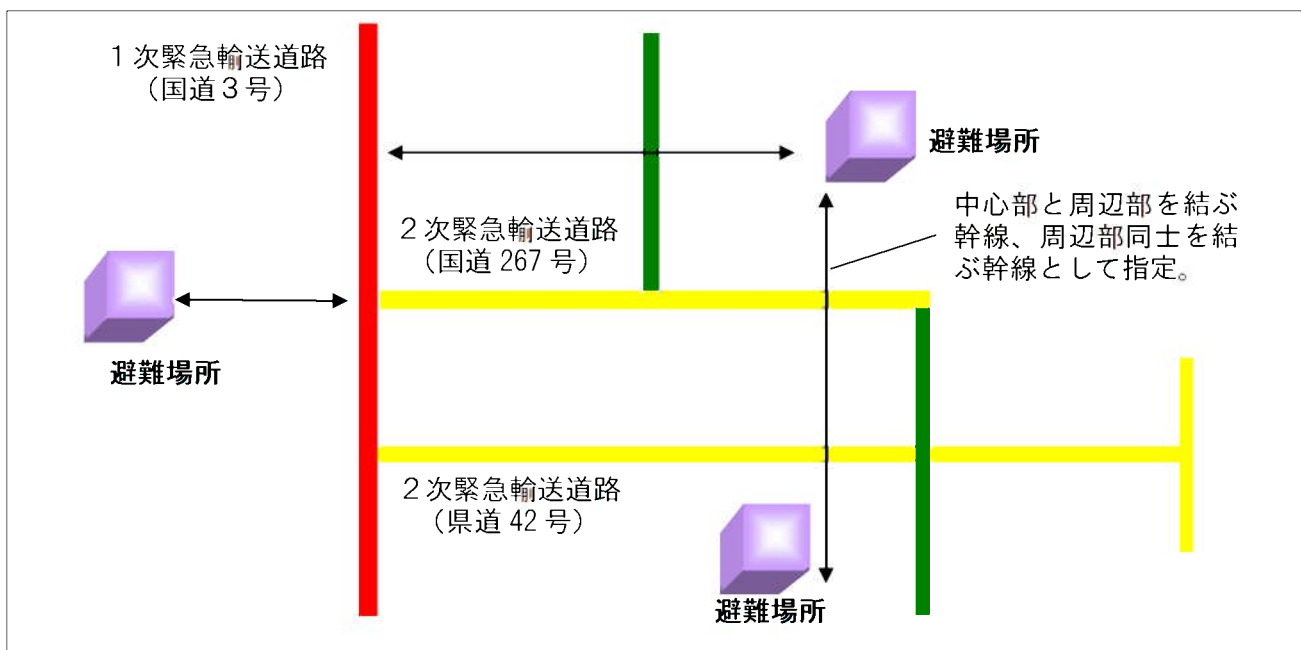
図 1 - 2 本市における緊急輸送道路設定（模式図）



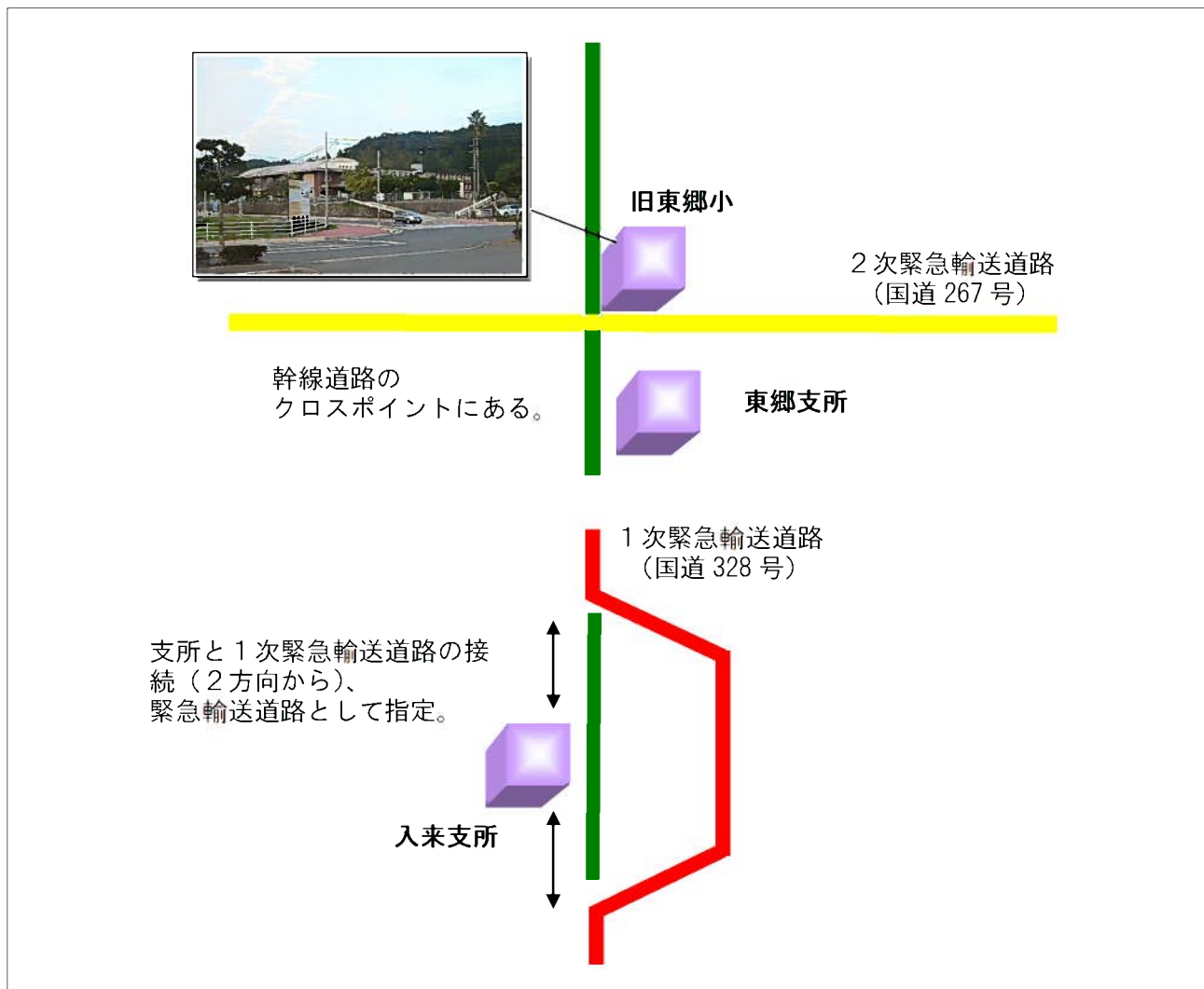
## A. 中心市街地例



## B. 中心部と周辺部を結ぶ幹線、周辺部を結ぶ幹線例



### C. 旧町の中心部例



### D. 県指定の緊急輸送道路から離れている例

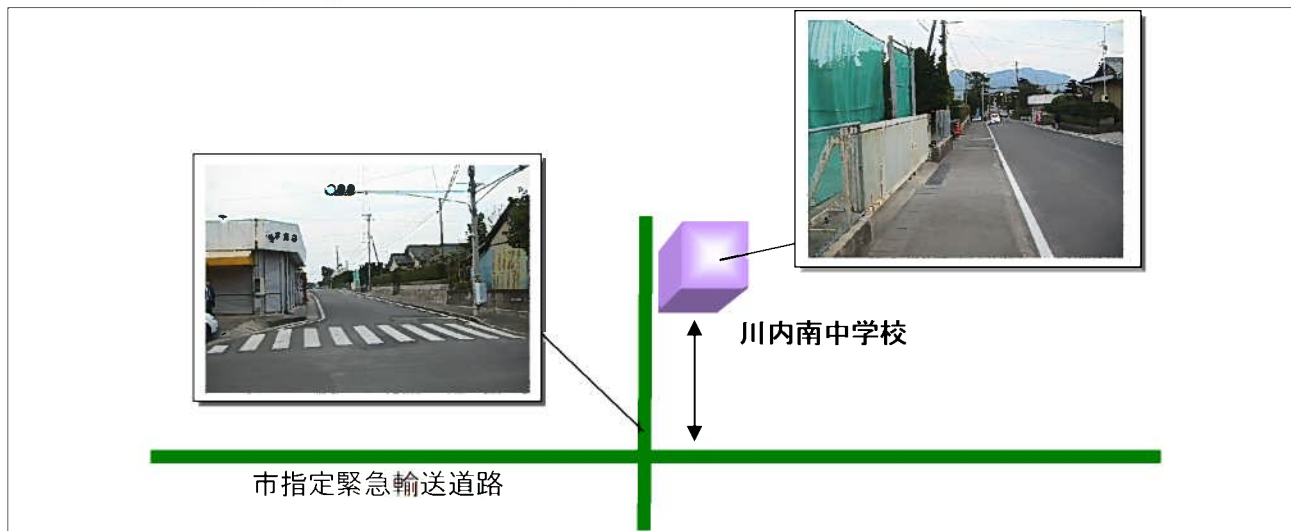
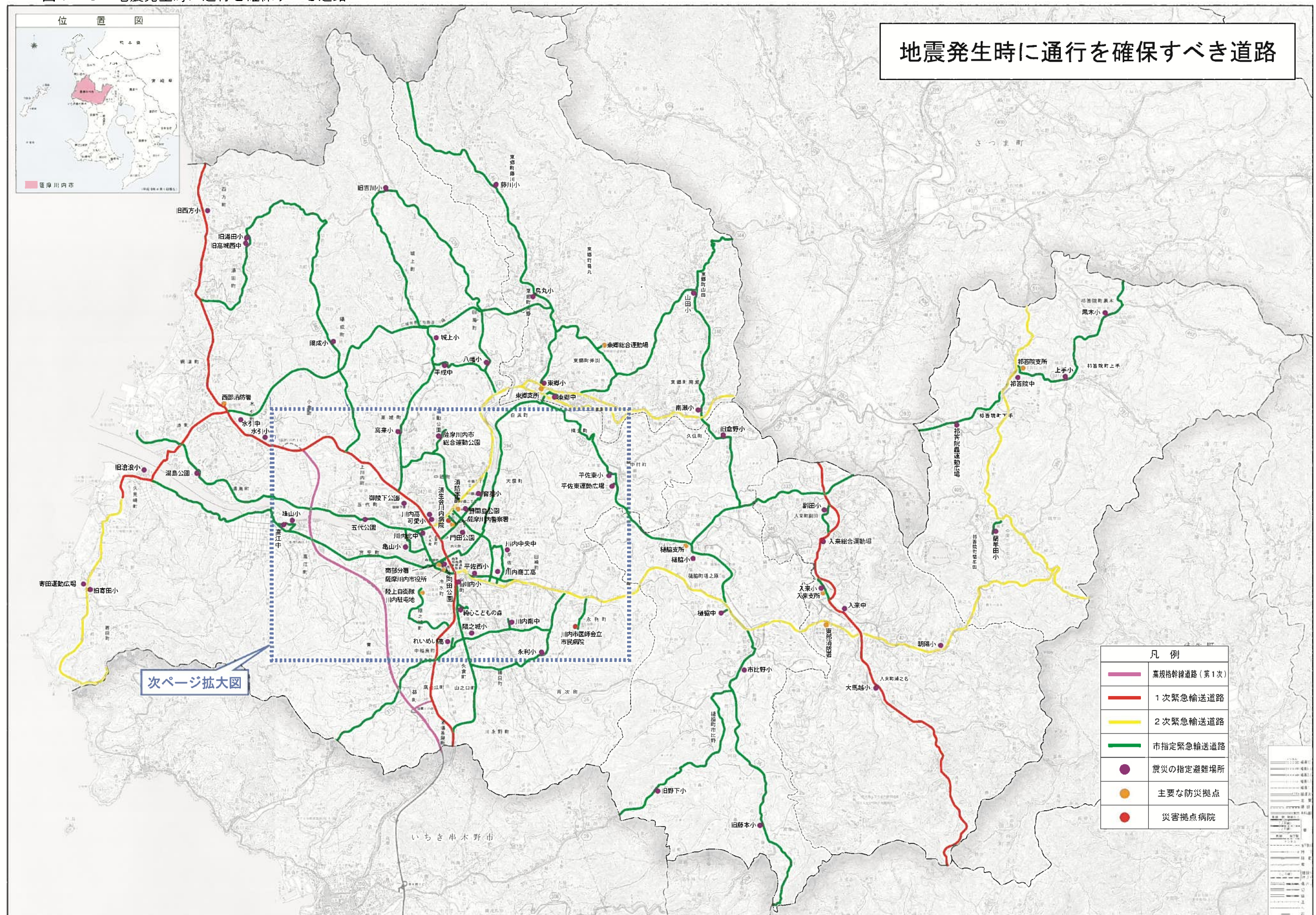


図1-3 地震発生時に通行を確保すべき道路



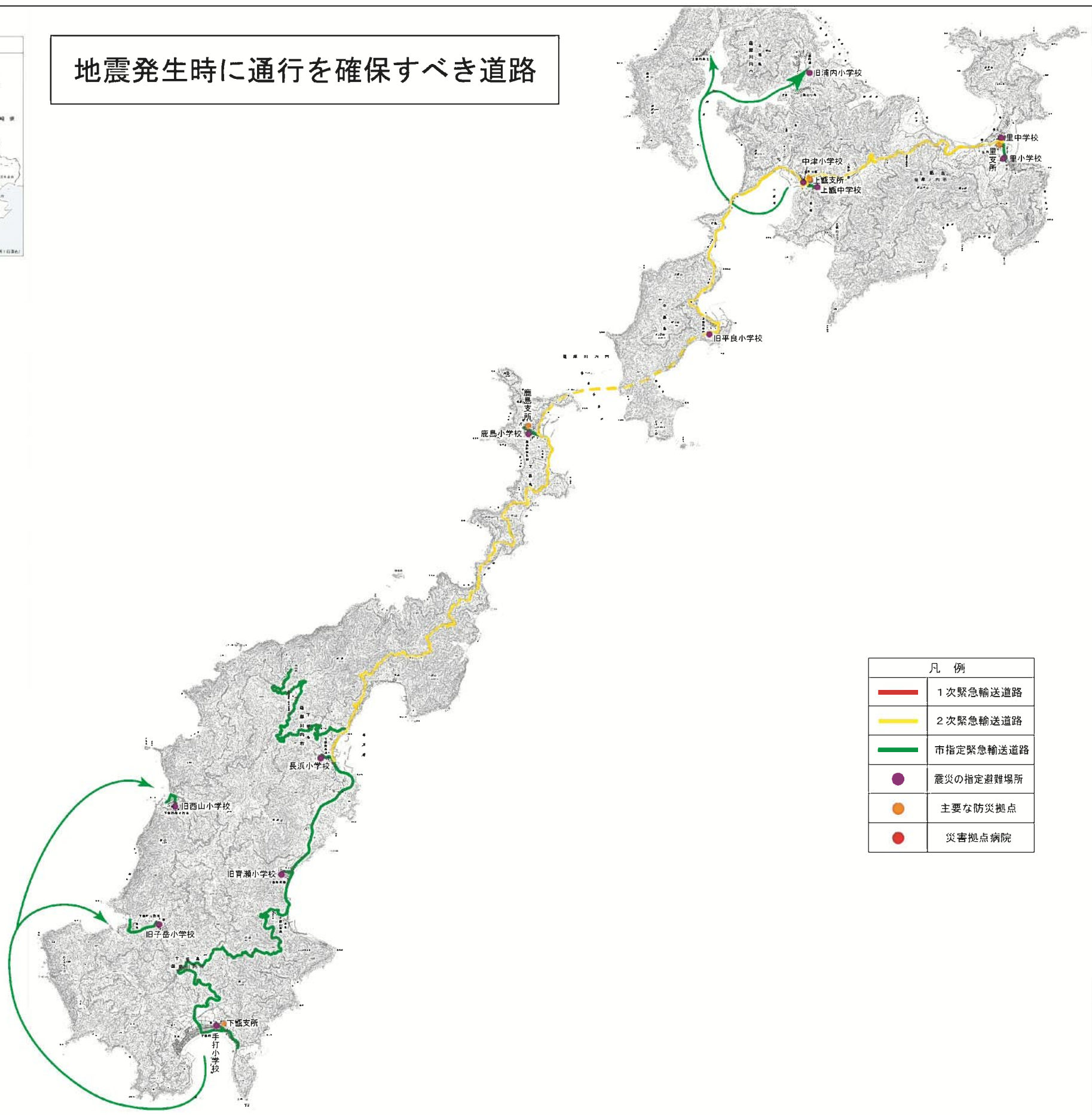








# 地震発生時に通行を確保すべき道路



| 凡 例                                   |           |
|---------------------------------------|-----------|
| <span style="color: red;">—</span>    | 1 次緊急輸送道路 |
| <span style="color: yellow;">—</span> | 2 次緊急輸送道路 |
| <span style="color: green;">—</span>  | 市指定緊急輸送道路 |
| <span style="color: purple;">●</span> | 震災の指定避難場所 |
| <span style="color: orange;">●</span> | 主要な防災拠点   |
| <span style="color: red;">●</span>    | 災害拠点病院    |





## 1. 市有建築物の現状

本市における市有建築物は 2,387 棟であり、耐震化率は 74.3%である。

表 2－1 市有建築物の現状

単位：棟

|     | 耐震性あり | 耐震性不明 | 計     | 耐震化率  |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 木造  | 527   | 113   | 640   | 82.3% |
| 非木造 | 1,247 | 500   | 1,747 | 71.4% |
| 計   | 1,774 | 613   | 2,387 | 74.3% |

表 2－2 用途別市有建築物の現状

単位：棟

|                  | 耐震性あり | 耐震性不明 | 計     | 耐震化率  |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 市民文化系施設          | 95    | 23    | 118   | 80.5% |
| 社会教育系施設          | 26    | 2     | 28    | 92.9% |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 173   | 25    | 198   | 87.4% |
| 産業系施設            | 45    | 15    | 60    | 75.0% |
| 学校教育系施設          | 311   | 103   | 414   | 75.1% |
| 子育て支援施設          | 17    | 4     | 21    | 81.0% |
| 保健・福祉施設          | 33    | 3     | 36    | 91.7% |
| 医療施設             | 16    | 2     | 18    | 88.9% |
| 行政系施設            | 147   | 50    | 197   | 74.6% |
| 市営住宅             | 296   | 169   | 465   | 63.7% |
| 公園               | 131   | 33    | 164   | 79.9% |
| 供給処理施設           | 137   | 49    | 186   | 73.7% |
| その他              | 135   | 69    | 204   | 66.2% |
| (未分類)            | 212   | 66    | 278   | 76.3% |
| 計                | 1,774 | 613   | 2,387 | 74.3% |

出典：市有建築物台帳より集計



## (資料編) 建築物の地震被害の想定

1. 地 質 の 概 要

2. 想定される地震の規模

3. 建 築 物 被 害 想 定

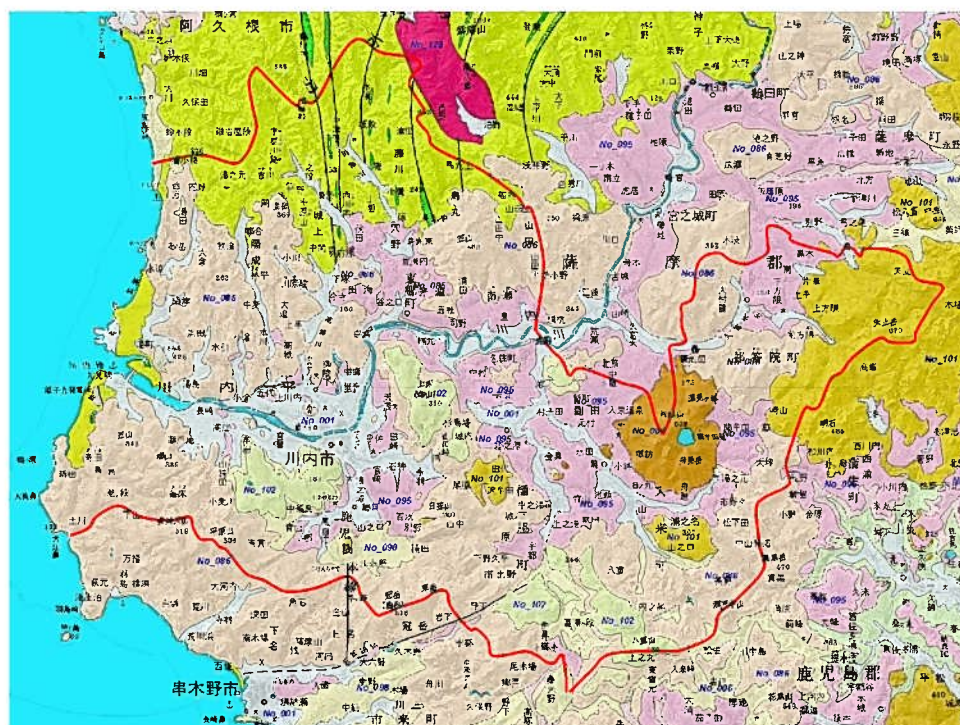


## (資料編) 建築物の地震被害の想定

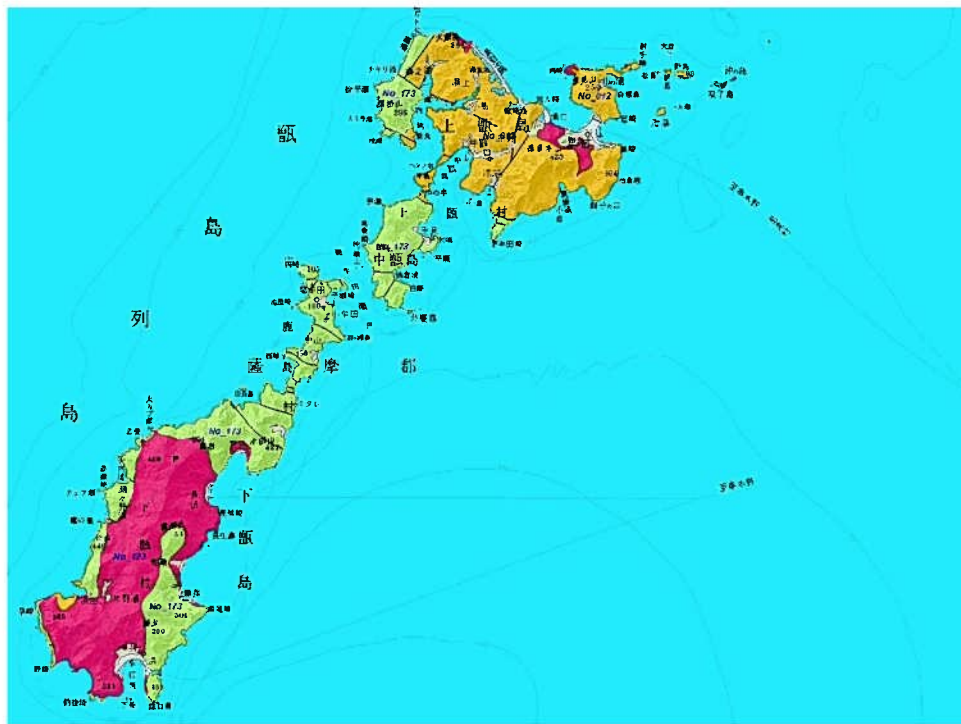
### 1. 地質の概要

薩摩川内市の基盤は、中生代白亜紀の堆積岩類であり、市の北部の山地を構成している。また、基盤の上には新生代新第三紀中新世～第四紀更新世の火山活動による火砕流堆積物および溶岩類が分布している。

一方、川内川をはじめとする河川や支谷沿いの低地には、第四紀完新世の堆積物が分布している。河川沿いに分布する堆積物は、未固結な礫・砂・泥より構成される。ただし、甕島においては、本土部に見られるような河川沿いの低地は発達しておらず、海岸沿いの限られた箇所分布が見られるのみである。



資料編図1 表層地質図(本土部付近)



## 20 万分の 1 日本シームレス地質図全国統一凡例

Ma: 百万年

| 地質時代 |     | 岩石区分           |                       | 堆積岩類                 |                      |                      | 火 山 岩 類              | 深成岩類                  |                       |                      |    |
|------|-----|----------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----|
|      |     |                |                       | 段丘                   | 非海成                  |                      |                      | 海成                    | 鉀アルカリ                 |                      | 種別 |
|      |     |                |                       |                      | 砂丘                   | 埋没                   |                      |                       | 珉長質                   | 珉鉄質                  |    |
| 新生代  | 第四紀 | 更新世            | H                     | H (162)              | H (163)              | H (164)              | H (165)              | H (166)               |                       |                      |    |
|      |     | Q <sub>3</sub> | Q <sub>3a</sub> (170) |                      | Q <sub>3</sub> (2)   | Q <sub>3</sub> (83)  | Q <sub>3</sub> (95)  | Q <sub>3</sub> (100)  |                       |                      |    |
|      |     | Q <sub>2</sub> | Q <sub>2a</sub> (171) |                      | Q <sub>2</sub> (3)   | Q <sub>2</sub> (84)  | Q <sub>2</sub> (96)  | Q <sub>2</sub> (100)  |                       |                      |    |
|      |     | Q <sub>1</sub> | Q <sub>1a</sub> (172) |                      | Q <sub>1</sub> (4)   | Q <sub>1</sub> (85)  | Q <sub>1</sub> (97)  | Q <sub>1</sub> (101)  |                       |                      |    |
|      |     | 鮮新世            | N <sub>3</sub>        |                      | N <sub>3</sub> (5)   | N <sub>3a</sub> (5)  | N <sub>3</sub> (86)  | N <sub>3</sub> (98)   | N <sub>3</sub> (102)  | N <sub>3</sub> (122) |    |
|      | 第三紀 | 中新世            | N <sub>2</sub>        |                      | N <sub>2</sub> (7)   |                      | N <sub>2</sub> (87)  | N <sub>2</sub> (179)  | N <sub>2</sub> (103)  | N <sub>2</sub> (123) |    |
|      |     | 漸新世            | N <sub>1</sub>        |                      | N <sub>1</sub> (8)   |                      | N <sub>1</sub> (88)  |                       | N <sub>1</sub> (104)  | N <sub>1</sub> (124) |    |
|      |     | 新新世            | PG <sub>4</sub>       |                      | PG <sub>4</sub> (10) |                      | PG <sub>4</sub> (59) | PG <sub>4</sub> (105) | PG <sub>4</sub> (125) |                      |    |
|      |     | 始新世            | PG <sub>3</sub>       |                      | PG <sub>3</sub> (11) | PG <sub>3</sub> (9)  | PG <sub>3</sub> (90) | PG <sub>3</sub> (106) | PG <sub>3</sub> (126) |                      |    |
|      |     | 白堊紀            | PG <sub>2</sub>       |                      | PG <sub>2</sub> (12) |                      | PG <sub>2</sub> (91) | PG <sub>2</sub> (107) | PG <sub>2</sub> (127) |                      |    |
| 中生代  | 白堊紀 | 後期             | PG <sub>1</sub>       |                      | PG <sub>1</sub> (13) | PG <sub>1</sub> (14) | PG <sub>1</sub> (92) | PG <sub>1</sub> (108) | PG <sub>1</sub> (128) |                      |    |
|      |     | 前期             | K <sub>2</sub>        | K <sub>2</sub> (173) |                      | K <sub>2</sub> (15)  | K <sub>2</sub> (53)  | K <sub>2</sub> (109)  | K <sub>2</sub> (129)  | K <sub>2</sub> (130) |    |
|      |     | 前期             | K <sub>1</sub>        | K <sub>1</sub> (16)  | K <sub>1</sub> (17)  | K <sub>1</sub> (18)  | K <sub>1</sub> (94)  | K <sub>1</sub> (110)  | K <sub>1</sub> (131)  | K <sub>1</sub> (132) |    |
|      |     | 前期             | K <sub>0</sub>        |                      |                      |                      | K <sub>0</sub> (45)  |                       |                       |                      |    |

資料編図 2 表層地質図 (能登)

## 2. 想定される地震の規模

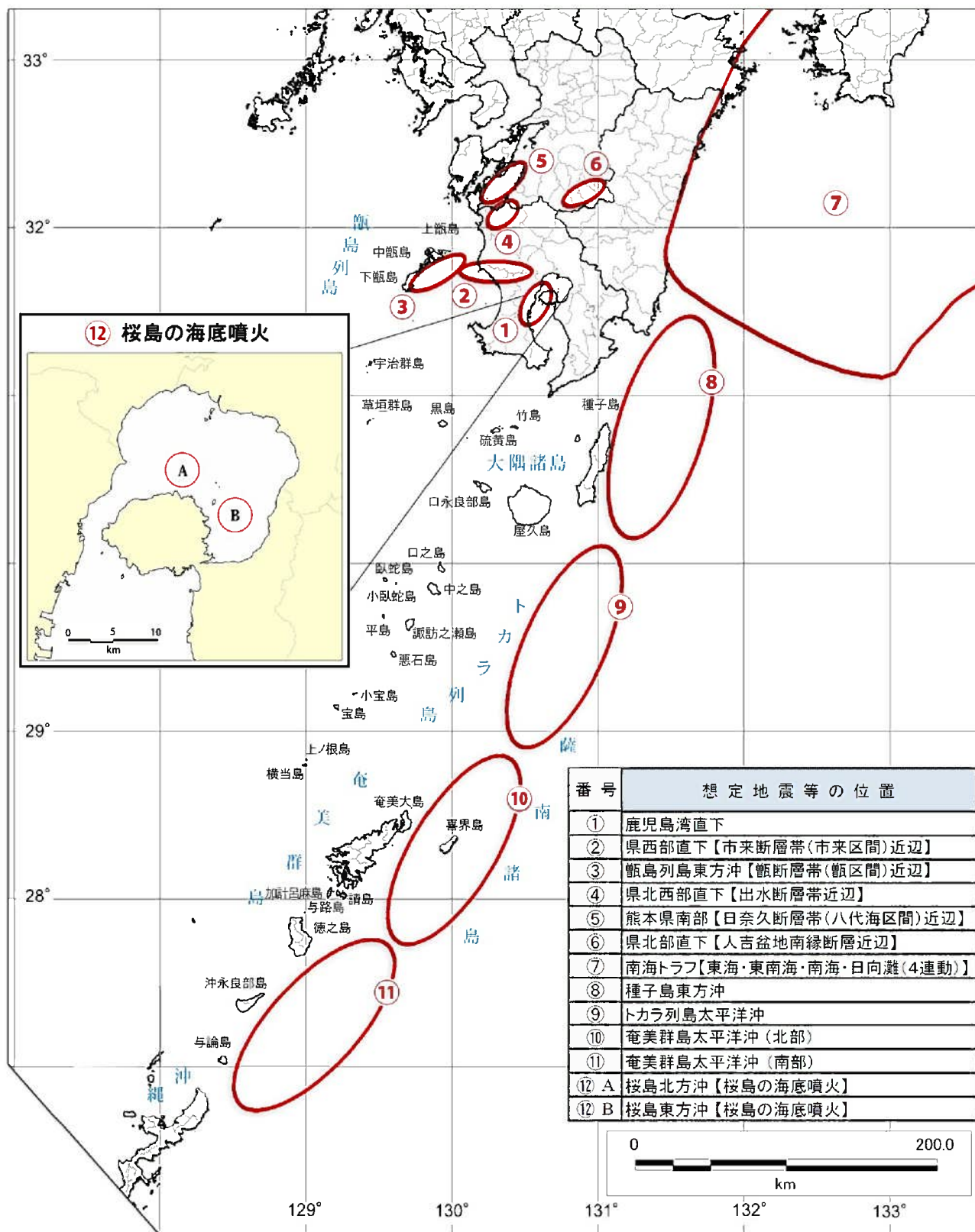
### (1) 鹿児島県地震等災害被害予測調査(2014年)に示される地震の規模

鹿児島県では、地域防災計画策定に際して、発生頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、2014年に以下のとおり地震を想定している。(資料編表1、資料編図3参照)

- 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震(基本はマグニチュード7又は8クラス)
- 可能な範囲で最新の科学的知見(国のデータ等)を踏まえた想定(南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。)
- 鹿児島県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定(県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定)
- 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

資料編表1 想定地震等の概要

| 番号 | 想定地震等の位置                      | 気象庁<br>マグニチュード<br>(Mj) | モーメント<br>マグニチュード<br>(Mw) | 最大震度 | 津波 |
|----|-------------------------------|------------------------|--------------------------|------|----|
| ①  | 鹿児島湾直下                        | 7.1                    | 6.6                      | 7    | ○  |
| ②  | 県西部直下<br>【市来断層帯(市来区間)近辺】      | 7.2                    | 6.7                      | 7    | ○  |
| ③  | 甕島列島東方沖<br>【甕断層帯(甕区間)近辺】      | 7.5                    | 6.9                      | 6強   | ○  |
| ④  | 県北西部直下<br>【出水断層帯近辺】           | 7.0                    | 6.5                      | 7    | —  |
| ⑤  | 熊本県南部<br>【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】    | 7.3                    | 6.8                      | 7    | ○  |
| ⑥  | 県北部直下<br>【人吉盆地南縁断層近辺】         | 7.1                    | 6.6                      | 5強   | —  |
| ⑦  | 南海トラフ<br>【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】 | —                      | 地震: 9.0<br>津波: 9.1       | 6強   | ○  |
| ⑧  | 種子島東方沖                        | —                      | 8.2                      | 6強   | ○  |
| ⑨  | トカラ列島太平洋沖                     | —                      | 8.2                      | 6弱   | ○  |
| ⑩  | 奄美群島太平洋沖(北部)                  | —                      | 8.2                      | 7    | ○  |
| ⑪  | 奄美群島太平洋沖(南部)                  | —                      | 8.2                      | 6強   | ○  |
| ⑫A | 桜島北方沖<br>【桜島の海底噴火】            | —                      | —                        | —    | ○  |
| ⑫B | 桜島東方沖<br>【桜島の海底噴火】            | —                      | —                        | —    | ○  |

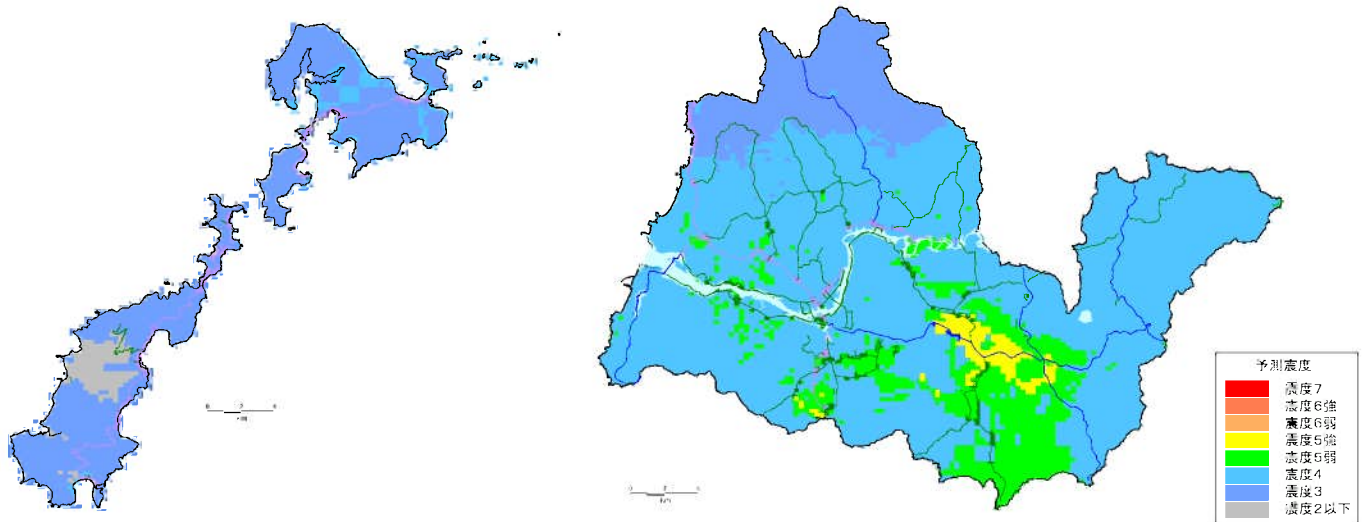


資料編図3 鹿児島県による想定地震の震源域等の位置

## （２）鹿児島県による本市の震度予測

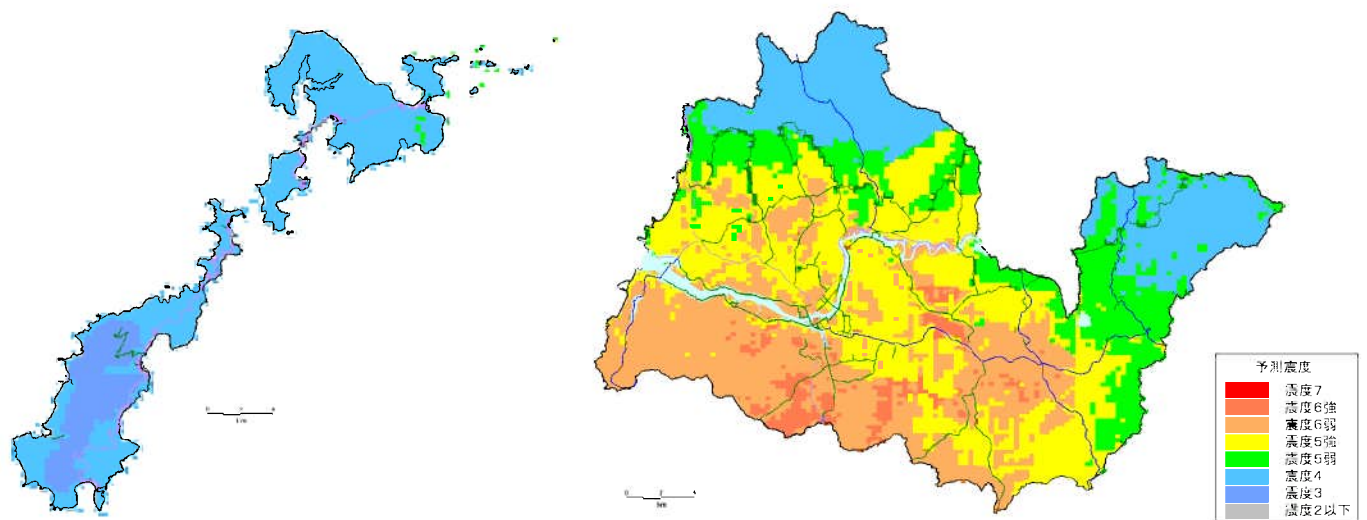
鹿児島県による想定地震の内、震源が薩摩川内市の遠くに位置する場合には、市域への影響が小さいことから、薩摩川内市における予測震度が４以上となる①～⑧の地震についての予測震度分布図を以下に示す。

### ① 鹿児島湾直下



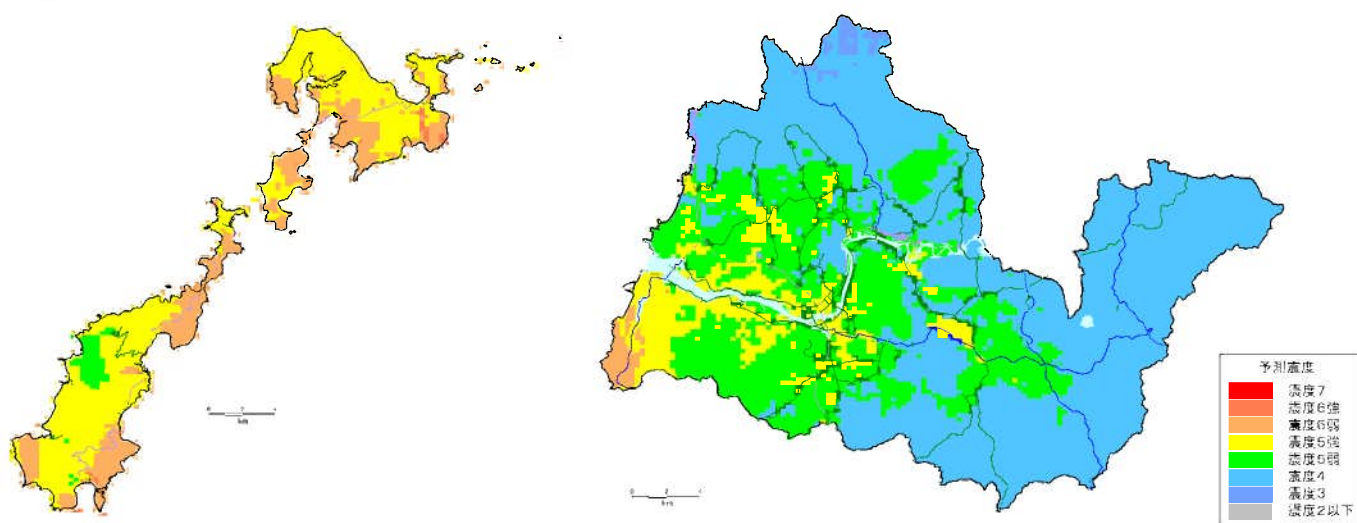
- ・市のほぼ全域で予測震度３～震度４
- ・樋脇～入来で揺れが大きく、予測震度は５弱～震度５強

### ② 県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】



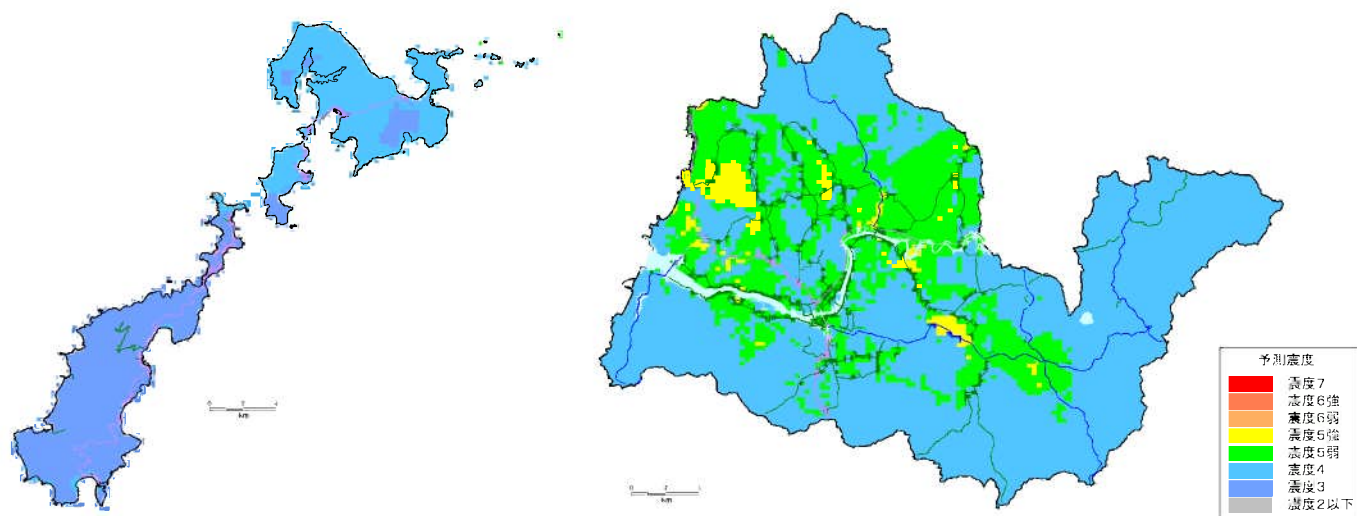
- ・震源断層に近い市の南部で最大予測震度６強
- ・市の北部及び甕島で揺れがやや小さく、予測震度は４程度

### ③ 甌島列島東方沖【甌断層帯（甌区間）近辺】



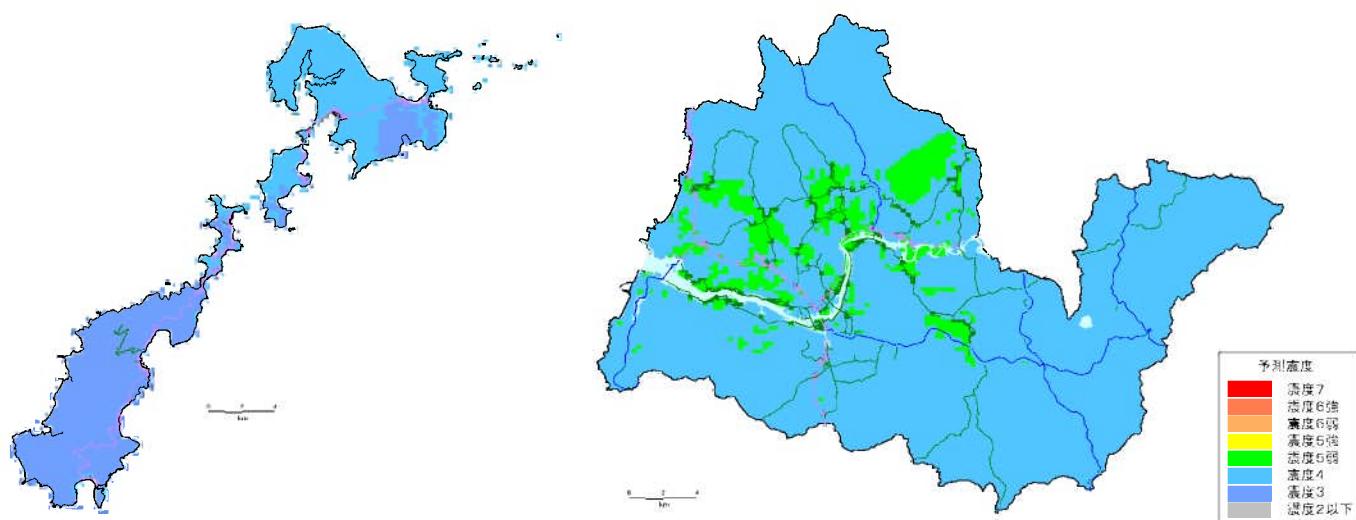
- ・震源断層に近い甌島で予測震度5強～6弱
- ・本土部の海岸部では予測震度6弱であるが、市の東部程揺れが小さく、予測震度は4程度

### ④ 県北西部直下【出水断層帯近辺】



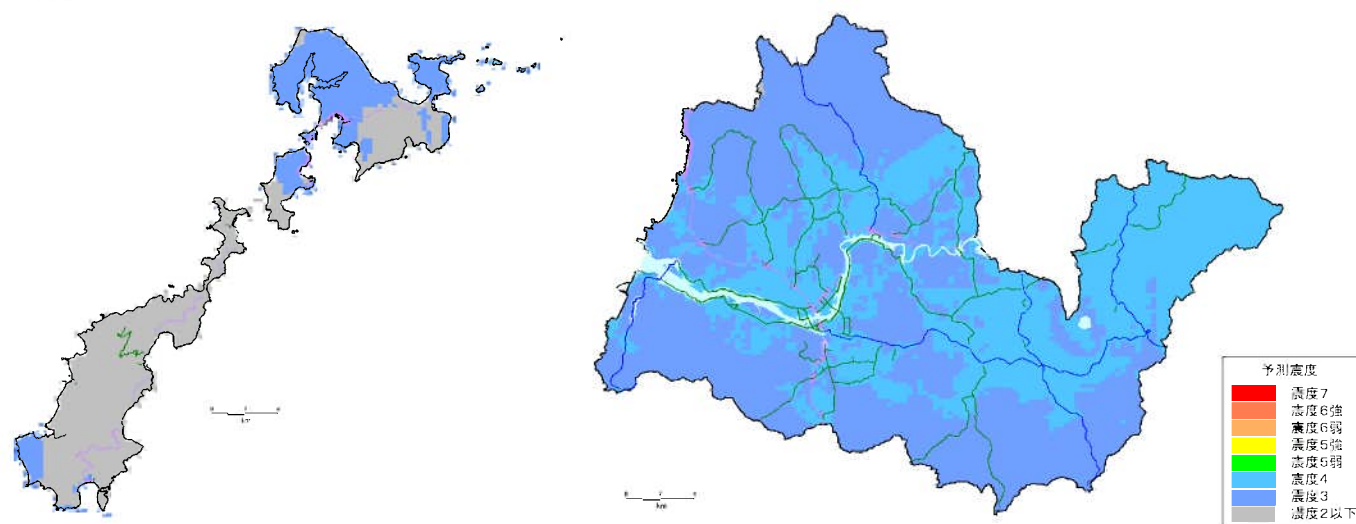
- ・震源断層に近い市の北中部で予測震度5弱～5強
- ・甌島では、予測震度は3～4程度

⑤ 熊本県南部【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】



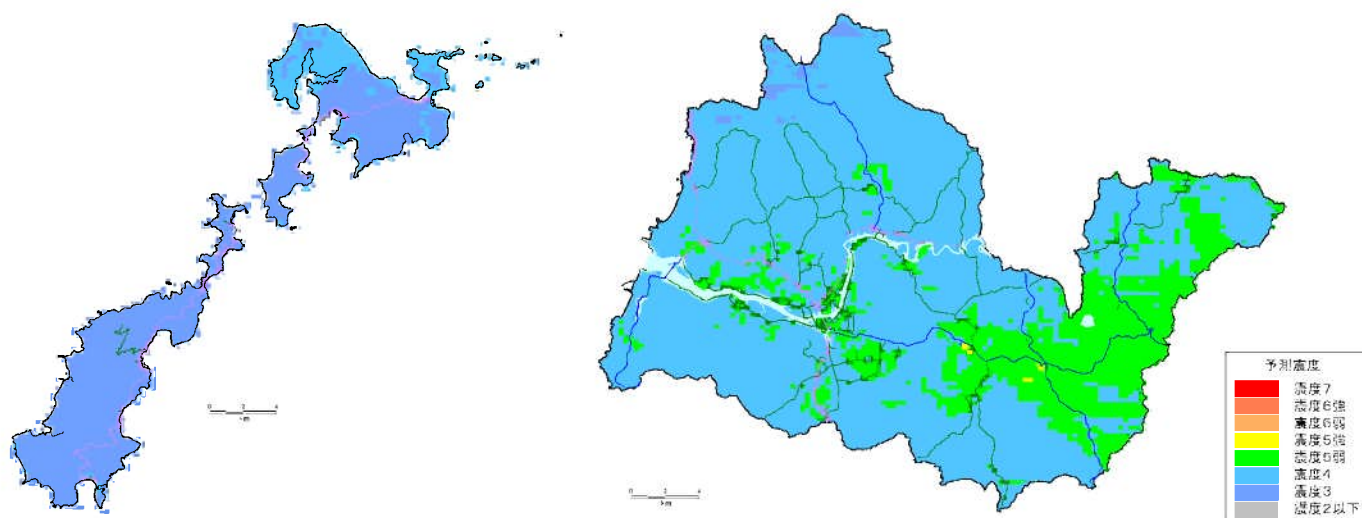
- 市の全域で予測震度3～4
- 一部で予測震度5弱

⑥ 県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】



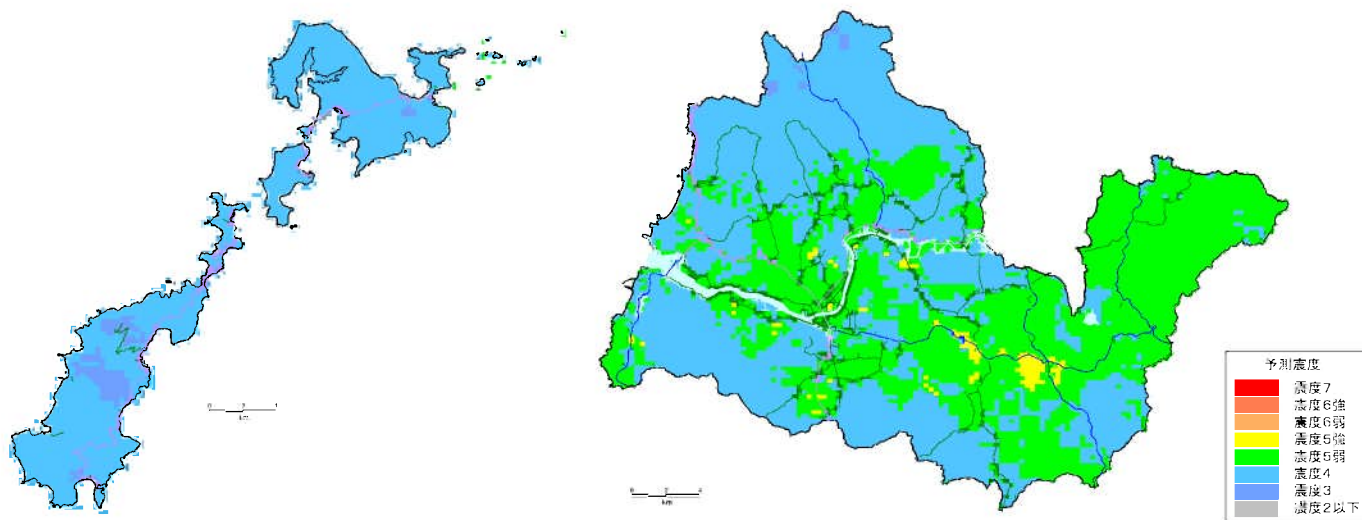
- 震源断層に近い本土部で予測震度3～4
- 甕島では、予測震度は2～3程度

⑦ 南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘（4連動・基本）】



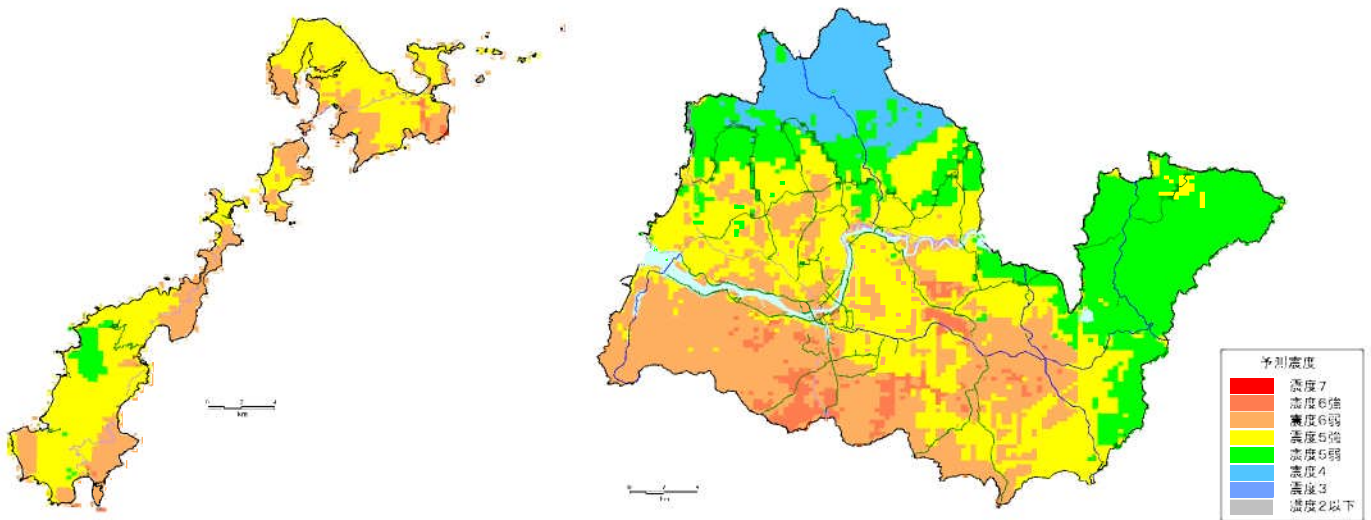
- ・南海トラフ地震はマグニチュード9クラスの巨大地震と想定されているが、震源域は九州の太平洋側であるために、震源域に近い市の東部で予測震度5弱、中西部では予測震度4と予想されている
- ・西方ほど予測震度は小さく、甕島では予測震度は3程度

⑧ 種子島東方沖



- ・震源域に近い市の東部で予測震度5弱
- ・西方ほど予測震度は小さく、甕島では予測震度は4程度

### (3) 全地震の重ね合わせによる最大想定震度



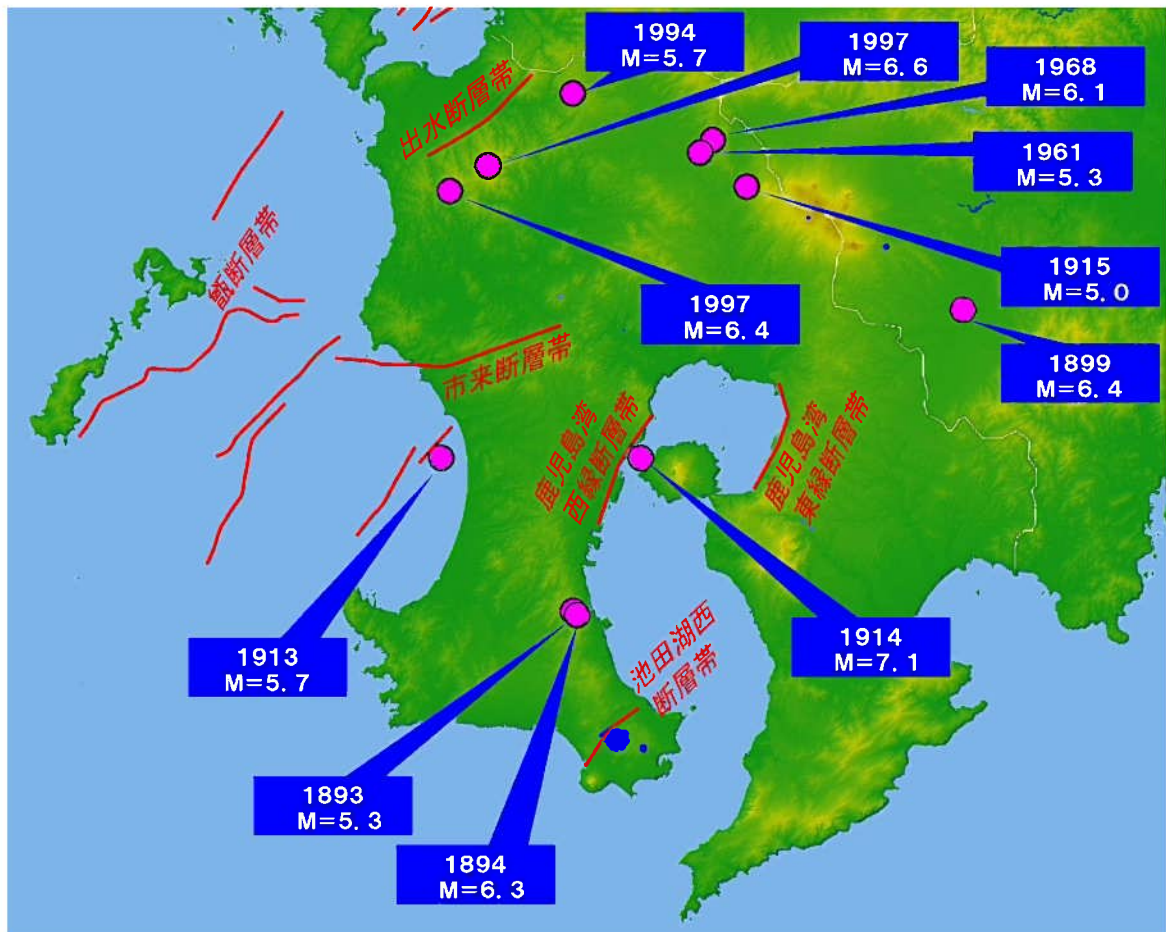
- ・本土部では、ほぼ県西部直下地震の予測震度に一致しているが、種子島東方沖地震が発生した場合を反映して市の北西部で震度5弱となっている
- ・甕島では、甕島列島東方沖地震（甕断層帯）が発生した場合が想定最大となる

### (4) 本市における地震の規模

1997年に薩摩地方を震源として発生した鹿児島県北西部地震は、3月26日にマグニチュード6.6、5月13日にはマグニチュード6.4と大きな地震が続けて発生しているが、5月13日の地震では現在の薩摩川内市で震度6弱のかなり大きな揺れを観測し、家屋被害やがけ崩れが発生している。また、鹿児島県内には出水断層帯、甕断層帯、市来断層帯などの地震を起こす可能性がある活断層が分布していることから、確率は小さいながら同様の規模の地震が発生する可能性がある。

加えて、2016年には隣接する熊本県で、活断層である布田川・日奈久断層帯の活動による熊本地震が発生し、甚大な被害が発生したばかりであり、これを教訓とした大地震に対する備えが必要である。

九州南部では、過去に次頁図3-4に示すようにマグニチュード5～7クラスの地震が発生しているが、県による想定される大規模地震に対する震度予測結果を参考に想定地震について検討を行った。



資料編図4 これまでに九州南部で発生した主な地震と活断層

近年、中越地震や福岡西方地震あるいは能登半島地震のように、これまで注目されていなかった地域で大きな地震が相次いで発生しており、未知の断層による地震発生の可能性を否定することができない。したがって、本市において大きな揺れが想定される大規模地震としては、「地震防災マップ作成技術資料（平成17年、内閣府）」に記されている「全国どこでも起こりうる直下の地震※」、マグニチュード6.9を想定した。

建築物の全壊率による地域の危険度は、①薩摩川内市直下地震と②鹿児島県想定地震最大の2ケースで検討を行った。

※【全国どこでも起こりうる直下の地震】について

マグニチュード6クラスの地震を発生させる活断層は未だ確認されていないものが多く、どこで地震が発生するかはわからないのが現状である。地震防災マップ作成技術資料では、マグニチュード6クラスの最大値として6.9の値を「全国どこでも起こりうる直下の地震」と位置づけており、今回の検討でも薩摩川内市直下にマグニチュード6.9の地震を想定した。

最近の被害地震では、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のマグニチュードは7.3、中越地震のマグニチュードは6.8であり、マグニチュード6.9はこれらのほぼ中間的な値となっている。

### 3. 建築物被害想定

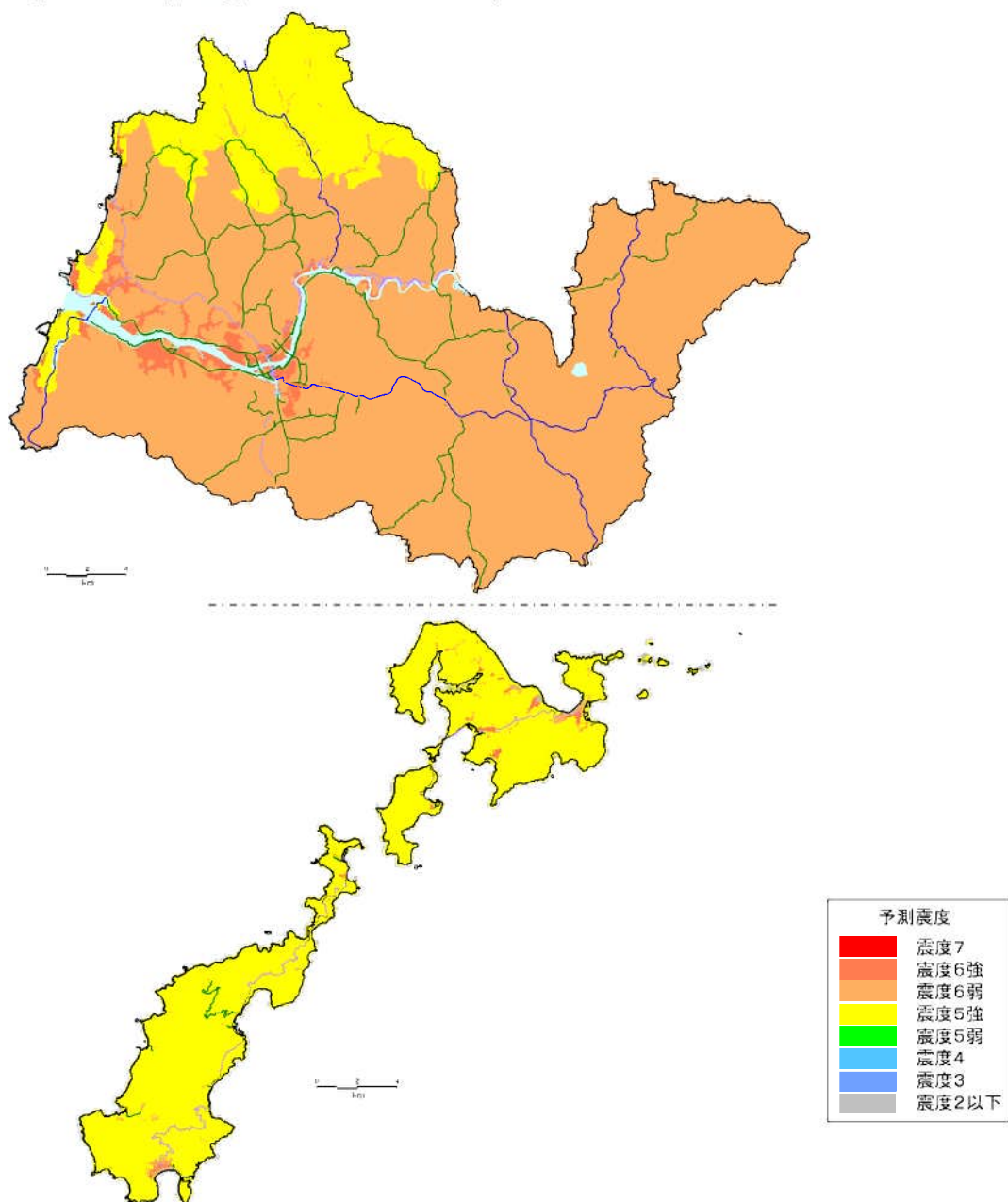
#### (1) 地表面付近の揺れやすさ判定結果

##### ① 本市直下地震

市域に大きな影響を及ぼすと考えられる地震（マグニチュード 6.9 の直下型地震）を想定し、地表面付近の揺れやすさを推定した。

地震動は、市の北部山地～西部の海岸近くの地域に分布する中生代の地層に比べると火山岩の方が揺れやすいため、中生代の地層の分布場所での予測震度5強に対して火山岩の分布地域では予測震度が6弱となっている。また、地表に未固結の堆積物がある場合には、地震動の増幅現象が起こるため、河川沿いの低地を中心として予測震度はさらに大きく、6強となっている。

甌島では、中生代から古第三紀の地質が大勢を占め、大半の地域で予測震度は5強となるが、一部海岸沿いの低地等で予測震度は6弱となっている。



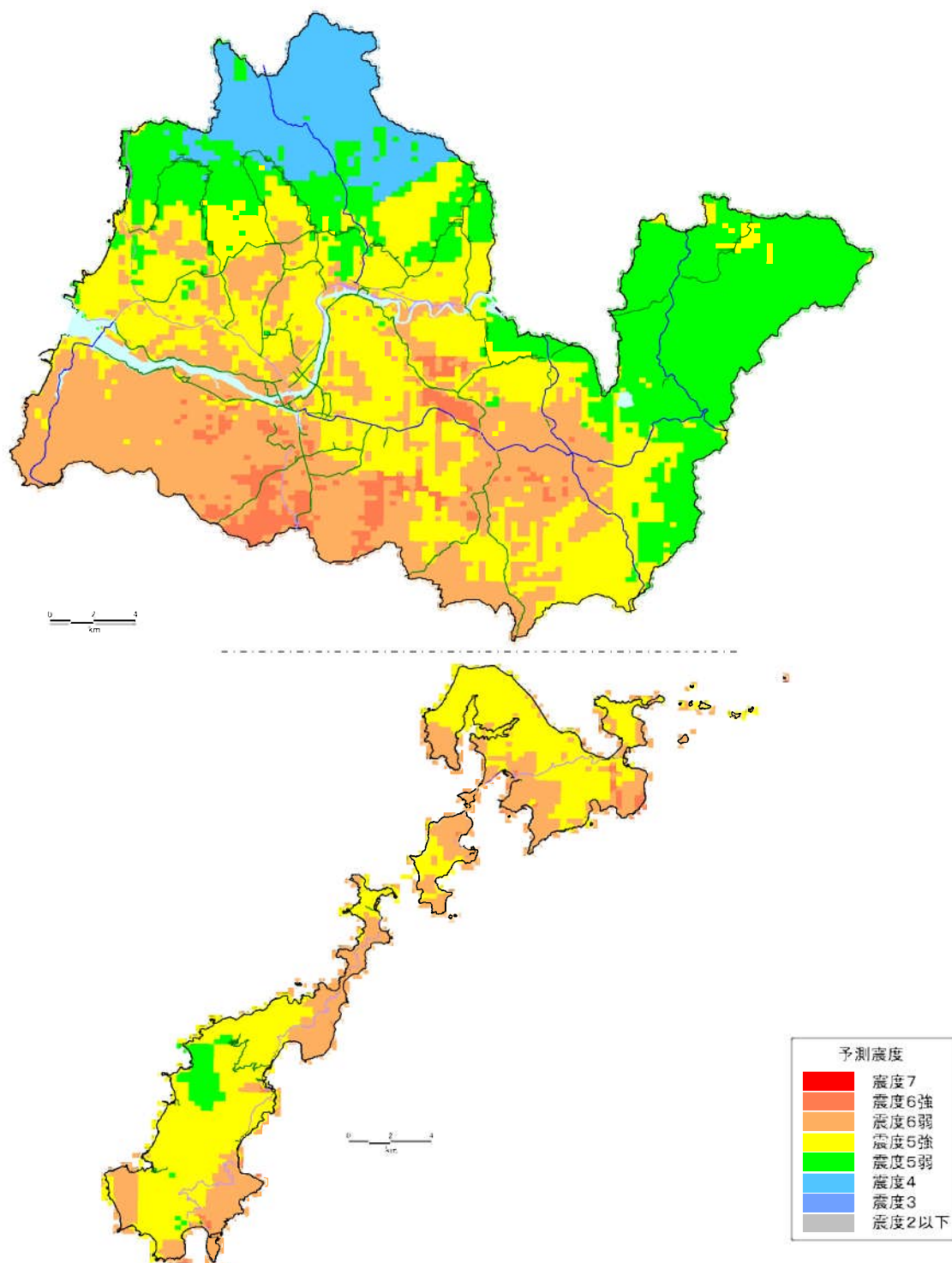
資料編図5 揺れやすさマップー① 本市直下地震

## ② 鹿児島県想定地震最大

市来断層帯等の活断層による地震を想定し、地表面付近の揺れやすさを鹿児島県による想定結果を重ね合わせ、県想定最大として推定した。

地震動は、市来断層帯に近い市の南部で最大予測震度6強と推定されているが、震源域から離れた市の北部で揺れがやや小さく、予測震度は4程度となっている。

一方、甑島では、市来断層による地震では震度3～震度4程度のやや小さい揺れが予想されているが、甑断層帯による地震が発生した場合には予測震度は震度5強～震度6弱となっている。



資料編図6 揺れやすさマップ② 鹿児島県想定地震最大

## (2) 地域危険度（建築物全壊率）の判定結果

推定した地震による揺れやすさ（震度分布）と建築物の構造・建築年代に対して想定される地域危険度（建築物全壊率）を推定した。想定地震は、① 薩摩川内市直下地震、② 鹿児島県想定最大の2ケースとした。

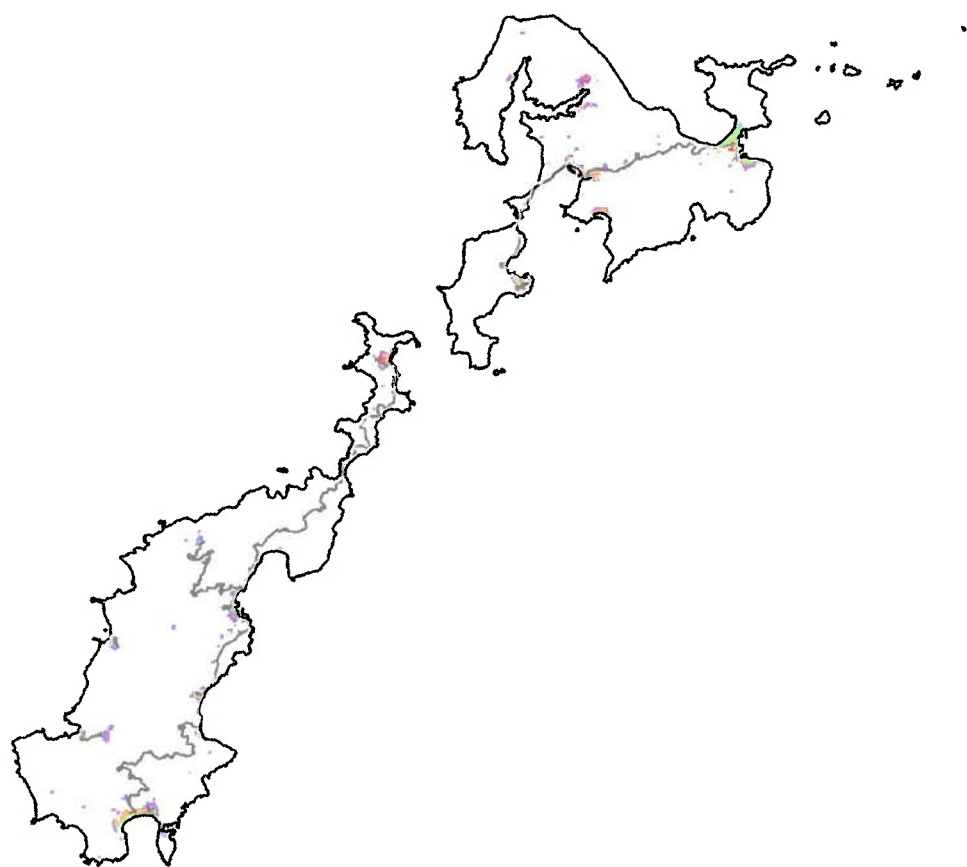
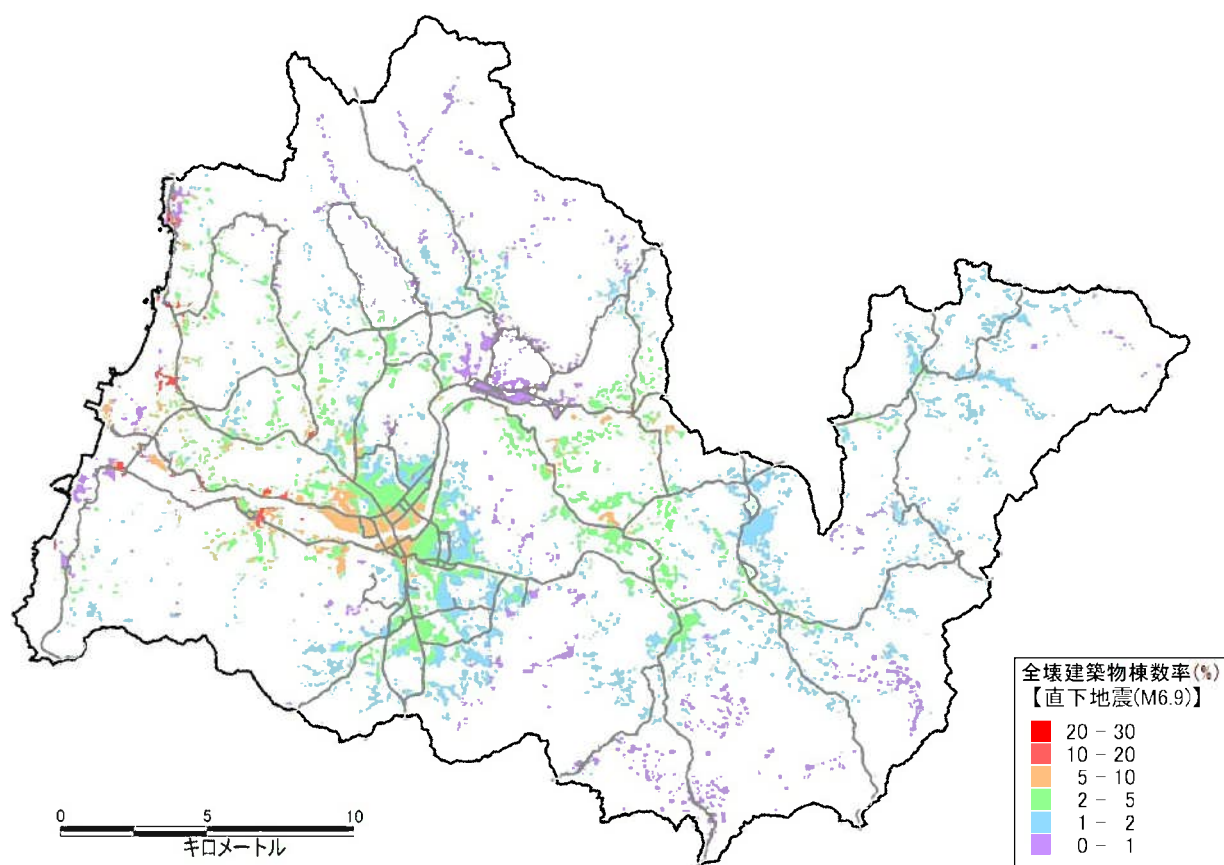
### ① 本市直下地震

地域危険度（建築物全壊率）は、予測震度が大きくなる川内川沿いの低地で全体的に高くなる傾向にある。しかし、地盤条件や予測震度が同様であっても、地区によって建築物全壊率が異なっている。この違いは耐震性が低いとされる昭和56年以前の建築物の占める割合の大小によるものである。

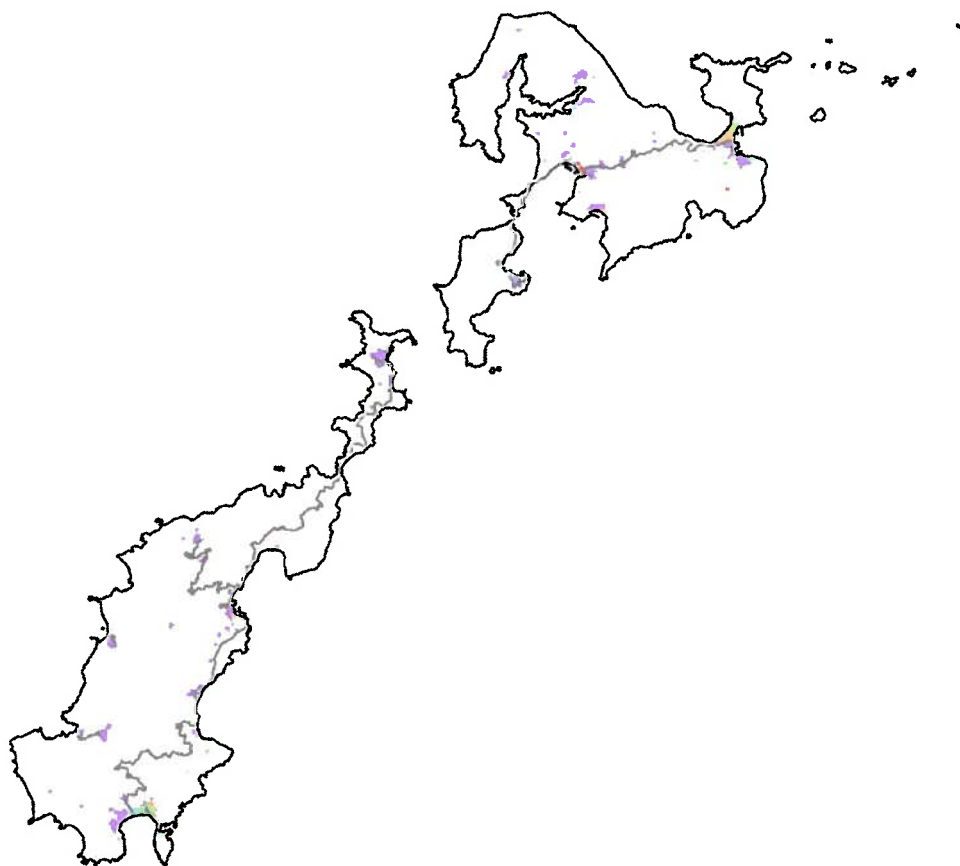
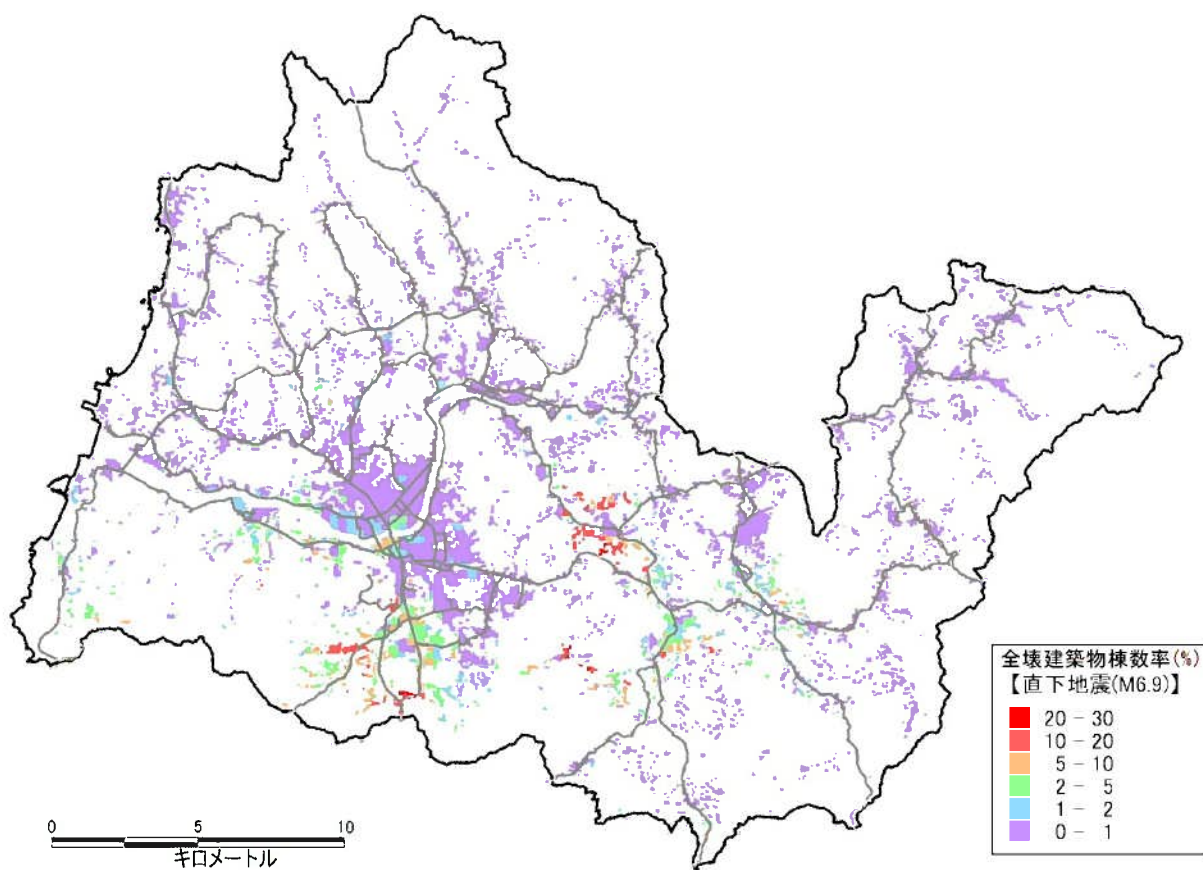
### ② 鹿児島県想定地震最大

主に活断層による想定地震による最大想定震度から算出した建築物全壊率は、予測震度が大きい地域で高い傾向にあり、本土部では予測震度が大きい川内東部～樋脇地区で相対的に高くなっている。

甕島でも同様であり、予測震度が6弱となる海岸地域で建築物全壊率が相対的に高い傾向にある。



資料編図7 地域危険度（建築物全壊率）マップー① 本市直下地震



資料編図8 地域危険度（建築物全壊率）マップ② 鹿児島県想定地震最大



# 薩摩川内市建築物耐震改修促進計画 報告書

令和 8 年 3 月

編集・発行

薩摩川内市 建設部 建築住宅課

〒895-8650 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

TEL 0996-23-5111 FAX 0996-23-8389

URL <http://www.city.satsumasendai.lg.jp/>